

令和3年度 第1回酒田市障がい者施策推進協議会並びに
酒田市障がい者地域自立支援協議会

【書面開催】

○協議資料

- (1) 第4期酒田市障がい者福祉計画の進捗状況について …… 7
- (2) 第5期酒田市障がい福祉計画・
第1期酒田市障がい児福祉計画の実績について …… 2 1
- (3) 専門部会の活動状況等について …… 3 5
- (4) 障がい者の就労状況について …… 3 7
- (5) あおぞら、かでの支援状況について …… 3 8
- (6) その他（情報交換）
 - ・NET119緊急通報システム …… 4 1
（消防本部通信指令課より）

第4期酒田市障がい者福祉計画進捗状況調査票 (R2)

基本理念 障がいのある人が安心して自分らしく生活できる地域社会の実現

基本目標	支え合う地域生活の推進	重点目標	(1) 障がい及び障がい者への理解の促進	現状と課題 (計画策定時)	主要な施策 (計画策定時)	担当課	進捗状況 (具体的実施内容)	課題及び今後の方向性
			<p>本市の本間酒田市長は、声を失ったため、現在、人工声帯を使い会話をしながら公務をこなしています。このことは、市民の障がい者に対する理解や認識を深めることにつながっています。障がいのある人もない人も地域で共に暮らせる社会を実現するためには、市民一人ひとりの障がい及び障がい者に対する正しい理解が不可欠です。このため、各種媒体を活用した広報活動は重要であり、また、地域生活への移行を進めるためには、地域住民と障がい者との交流を通じて障がい及び障がい者への理解を広げる活動を積極的に推進していく必要があります。なお、平成20年度からは、障がいのある方の人権をよび尊重するという観点から、市が作成する文書は、法令名、組織名などの固有名称を除き、「障がい」を「障がい」と表記するようにしています。</p>	<p>本市では、障がい者への偏見をなくし、市民の関心と理解を深めるために、市広報やホームページ、ラジオを活用し、「障害者週間」(毎年1月3日から9日までの1週間) (※) や「障害者雇用支援月間」(毎年9月) などにあわせて、意識啓発、各種障がい者福祉制度についての周知活動に取り組んでいます。</p>	<p>○「障がい者週間」の周知 「障害者週間」では、市広報等により障がい及び障がい者について、市民の関心と理解を深めるとともに、各種障がい者福祉制度についての周知も引き続き実施します。</p>	福祉課	<p>「障がい者週間」にあわせて障がい者バザーを市役所1階ロビーで開催しているが、令和2年度はコロナ感染防止のため12月には中止し、年間としては9月、3月の2回の実施となった。障がい者バザーについては障がい者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高め、また障がい者の工賃向上を図るために開催するものです。</p>	<p>市民の方々が「障がい」について理解を深める機会が不足に努めていく必要がある。今後も、令和2年に施行した障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の理念に基づき、市広報・ホームページ、出前講座などにも活用するなど、より多くの市民の障がい及び障がい者についての理解促進に努める。</p>
			<p>学校教育では、特別支援学級の児童生徒による交流や総合的な学習の時間での単体学習も行われています。さらには、出前講座による各学校の授業や各種団体の研修会などとの機会をとらえ、福祉のまちづくりや障がい者施策についての周知活動を行っています。</p>	<p>○「障がい者福祉に関する教育の推進」 学校における障がい者福祉教育については、特別支援学級と通常学級の交流などによって相互理解を図るとともに、総合的な学習の時間での理屈を図るハンディ体験などの福祉学習の取り組みに支援を行っています。</p>	<p>小学校の2校を除いた全小中学校に特別支援学級が設置され、特別支援学級児童生徒と通常の児童生徒との交流を図る。教科、道徳、総合的な学習の時間で「障がい福祉」に関する内容を扱い、車椅子体験やボランティア活動等が行われている。また、中学校区を中心とした特別支援学級の交流学習や県立酒田特別支援学校と面談の交流学習や学校間交流などの取り組みが行われている。</p>	学校教育課	<p>小学校の2校を除いた全小中学校に特別支援学級が設置され、特別支援学級児童生徒と通常の児童生徒との交流を図る。教科、道徳、総合的な学習の時間で「障がい福祉」に関する内容を扱い、車椅子体験やボランティア活動等が行われている。また、中学校区を中心とした特別支援学級の交流学習や県立酒田特別支援学校と面談の交流学習や学校間交流などの取り組みが行われている。</p>	<p>継続して道徳教育の充実と「公益の心」の涵養と関連させ、触れ合いや体験を通して福祉教育を充実させることを通じて、障がい者理解や共に生きる社会を考える意識の醸成を図っていく。特別支援教育の一層の理解と充実を目指した研修会を行う。</p>

基本目標	重点目標 (2) 相談支援の利用充実、情報(アクセシビリティ)の向上	現状と課題 (計画策定時) 障がい者やその家族にとっても、日常生活や障がい者福祉サービス等を利用する際の相談は、ますます重要なものになってきています。そのため、相談支援の充実を図る必要があります。 これまで本市では、市相談支援事業を「あおぞら」に委託し、連携して障がいの種別にかかわらず日常生活やサービスなどの相談対応にあたってきました。加えて、平成24年4月からは、障害者自立支援法等の改正により、障がい福祉サービスを利用する場合は、障がい児利用計画(障がい児通所支援)を利用する場合は、障がい児利用計画の作成及びモニタリング(計画作成後、申請者の居宅等を定期的に訪問)をする指定相談支援事業者と連携した相談支援を行っています。また、地域に障がい者相談員を配置し、障がい当事者による各種相談業務も行っていきます。 今後、相談支援をさらに充実していくためには、関係機関が一層連携していく必要があります。また、新庁舎建設に合わせ、福祉総合窓口の在り方が検討されています。	主要な施策 (計画策定時) ○相談支援の充実 市相談支援事業実施委託先「あおぞら」と連携し、総合的な相談支援の充実を図ります。また、ケアマネジメントに対応してまいります。また、指定相談支援事業所が複数開設されたこと、また、指定相談支援事業所の在り方について検討を重ね、相談支援センターの構築を図ります。また、市相談支援センターの他の関係機関が一層連携し、相談支援体制の充実強化を目指します。 特に、障がいの地域生活を支える身近な相談窓口となる、相談支援事業所の相談従事者の相談対応能力等の向上を図るため、自立支援協議会等を活性化し、引き続き相談員の資質向上に努め、相談支援をさらに充実してまいります。	担当課 福祉課	進捗状況 (具体的実施内容) 酒田市障がい者地域自立支援協議会を設け、市相談支援事業所として位置づけ、地域自立支援協議会の中で、解決に向けて関係機関との連携を強めていく必要がある。また、緊急時の相談支援体制を構築するうえでの、地域生活支援拠点の整備が必要である。	課題及び今後の方向性 地域自立支援協議会において、個別の困難ケースについて地域別の課題として位置づけ、地域自立支援協議会の中で、解決に向けて関係機関との連携を強めていく必要がある。また、緊急時の相談支援体制を構築するうえでの、地域生活支援拠点の整備が必要である。
				福祉課 市長公室 議会事務局 福祉課	酒田市障がい者地域自立支援協議会を設け、市相談支援事業所として位置づけ、地域自立支援協議会の中で、解決に向けて関係機関との連携を強めていく必要がある。また、緊急時の相談支援体制を構築するうえでの、地域生活支援拠点の整備が必要である。	
		<p>○情報(アクセシビリティ)の向上 各種制度を紹介した「ほほえみの街」や「山形マップ」などの情報提供を継続するとともに、誰もが容易に情報を入手できるようにアクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めます。 視覚障がい者への情報提供として、音声・点字による広報、議会報の発行は継続するとともに、必要に応じて音声コードによる情報提供を行うことができます。また、障がい者へのコミュニケーションの確保のために、手話者や通訳者の養成・派遣及び必要に応じてアクセシビリティの向上を図ります。</p>		福祉課	今後、情報(アクセシビリティ)の向上を図るため、関係機関が一層連携していく必要があります。また、新庁舎建設に合わせ、福祉総合窓口の在り方が検討されています。	今後、情報(アクセシビリティ)の向上を図るため、関係機関が一層連携していく必要があります。また、新庁舎建設に合わせ、福祉総合窓口の在り方が検討されています。

基本目標	重点目標 (3) 保健・医療・福祉の連携・充実	現状と課題 (計画策定時) 発病後、症状が重い疾患として、健康な生活を送るためには、生活習慣を改善し疾病予防に努めると同時に、早期発見、早期治療、療養が重要となります。また、たとえ障がいを持って生活が可能な限り、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、保健・医療・福祉が連携し、包括的な支援を実施することが重要です。「新健康さかた21計画」を策定し、種々の目標数値を展開しながら疾病予防などの健康増進施策を展開しています。	主要な施策 (計画策定時) ○健康増進活動の推進 疾病予防に向け、健康診査率を高めるための周知活動をはじめ、「新健康さかた21計画」にある各種健康増進施策を着実に進めることと、病気の障がいがあっても、相応に暮らしていけるよう保健活動を推進します。	担当課 健康課	進捗状況 (具体的実施内容) 令和2年度においては健康診査率を高めるために、一定年齢の住民に乳がん・子宮がん検診の無料クーポン券を送付した。加えて、41歳の方にはピロリ菌検査のクーポン券を送付し、胃がん検診とセットで実施することにより、胃がんの予防と早期発見に努めている。	課題及び今後の方向性 胃・大腸・肺がん検診については、「新健康さかた21計画」の目標数値に達していない状況にある。また、特定健診についても、実施計画目標に達していない状況にあるので、引き続きがん検診無料クーポン券の送付や、未受診者の受診対策として、勧奨通知などを行う。
		また、障がいの疑いがある場合はフォロワー教室の参加を促している。事故や疾病で障がいを持った方については、心身機能の維持回復訓練としての「リハビリ教室」を開催しており、保健・医療が連携しての療養・支援に努めている。近年はストレス社会ともいわれ、うつ病などの精神疾患については、「こころの健康相談」を実施、保健所や医療機関等と連携し啓発活動や予防活動に努めています。また、平成27年3月に県立こころの医療センターが開院したことから、増加、多様化する精神疾患への対応の強化が求められています。	○保健・医療連携体制の充実 保健・医療連携により、乳幼児健診等での障がいの早期発見やその後の療育体制を充実します。医療、リハビリテーション（※）に関する相談体制の充実が受けられるよう支援を行います。市民向けの「こころの健康相談」を充実しながら、精神疾患に関する啓発活動や予防活動を推進します。また、県立こころの医療センターと連携し、重症化を防ぐことができるよう支援を行います。	健康課	1歳6か月児健診のフォローアップ教室は、8回開催し、延べ655名が参加した。発達障がい等の早期発見と適切な支援に努めるとともに、子どもにもあったかかわり方について、相談・支援を行っている。訪問リハビリ事業の個別訪問指導を実施することにより、心身機能維持回復により社会参加できることにより努めている。「こころの健康相談」を市民健康センターで開設、平日利用困難な市民のために土日の相談日も実施している。地域と連携	健診の問診項目は、必要時見直ししていくとともに、気になる子どもの支援については、福祉・医療の関係機関と連携しながら、保護者の見解を必要とするが、介護認定申請者や障害者自立支援法で救済できない方を対象者とし、今後も事業を継続していく必要がある。相談支援をしながら、より市民が利用しやすい相談体制と啓発事業を検討していく。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定時）	主要な施策（計画策定時）	担当課	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方向性
<p>障がい福祉サービスについては、各サービス事業所が、訪問系サービスの居宅介護をはじめ、日中活動系サービスとして生活介護、自立訓練及び就労継続支援などを提供しています。また、居住系サービスの入所施設は共同生活援助（グループホーム）などへの地域移行も視野に入れながら、支援を実施しています。また、今後、地域生活に移行した障がい者への専門的な相談支援や日中活動の提供、短期入所など、在宅障がい者に対する支援機能の整備が求められています。</p> <p>障がい児支援については、児童発達支援センター、酒田市はまなし学園の他に、民間のサービス事業所が、放課後等デイサービスなどを実施しています。また、地域生活支援事業として、創作活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進を図る「地域活動支援センター事業」、障がい者の円滑な外出や障がい児が放課後に学校等から事業所までの移動を支援する「移動支援事業」、日常生活の便宜を図り、また、在宅介護者の負担を軽減する「日常生活用具給付等事業」などの各種事業を実施しています。</p> <p>他にも、在宅福祉サービスとして、「補装具費の支給」、「在宅福祉機器設置事業」や「障がい者ほっとふくし券」などの事業を行っています。</p>	<p>障がい福祉サービス等については、地域で利用者が適切なサービスを受けられるように、障がい者の個々のニーズ、地域資源を的確に把握するとともに、地域資源の整備促進と質の向上を図ります。</p> <p>障がい児支援については、児童発達支援センター、酒田市はまなし学園の地域支援（保育所等訪問支援、相談支援）などの充実に向けた体制整備や、放課後等デイサービス、短期入所などの受入体制の拡充に努めます。</p> <p>○施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行 「グループホーム」は、施設入所者や精神障がい者の社会的入院の解消等につなげる地域移行の受け皿となることから、地域住民の理解促進を図りながら整備についての支援を行います。</p> <p>○地域生活支援拠点等の整備 日中サービスのほか、短期入所、相談支援等の機能を集約した地域生活支援拠点等の整備を促進し、障がい者の地域生活を支援します。</p> <p>○地域生活支援事業の充実 本市が、地域活動支援センター事業として取り組んでいる「地域活動支援センター事業」、「移動支援事業」、「日常生活用具給付等事業」を継続するとともに、その他の事業についても、引き続き効果的・効率的に実施していきます。</p>	<p>障がい福祉サービス等については、地域で利用者が適切なサービスを受けられるように、障がい者の個々のニーズ、地域資源を的確に把握するとともに、地域資源の整備促進と質の向上を図ります。</p> <p>障がい児支援については、児童発達支援センター、酒田市はまなし学園の地域支援（保育所等訪問支援、相談支援）などの充実に向けた体制整備や、放課後等デイサービス、短期入所などの受入体制の拡充に努めます。</p> <p>○施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行 「グループホーム」は、施設入所者や精神障がい者の社会的入院の解消等につなげる地域移行の受け皿となることから、地域住民の理解促進を図りながら整備についての支援を行います。</p> <p>○地域生活支援拠点等の整備 日中サービスのほか、短期入所、相談支援等の機能を集約した地域生活支援拠点等の整備を促進し、障がい者の地域生活を支援します。</p> <p>○地域生活支援事業の充実 本市が、地域活動支援センター事業として取り組んでいる「地域活動支援センター事業」、「移動支援事業」、「日常生活用具給付等事業」を継続するとともに、その他の事業についても、引き続き効果的・効率的に実施していきます。</p>	<p>現在指定相談支援事業所は市内9事業所となった。市内には現在20カ所のグループホーム、ケアホームがあり、定員合計159名となっている。整備にあたっては、地域住民との意見調整が必要となる事例もあり、市としても理解に向けた調整作業に努めている。</p> <p>地域生活支援拠点等については、令和元年12月に地域生活支援部会を設立し、地域の状況・課題等の協議を行った。</p> <p>地域生活支援事業 (R2.3.31現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○意思疎通支援事業 75回 ・利用(派遣)延べ回数 ・手話巻仕員養成講座 受講者13名中、7名修了 ○日常生活支援事業 申請者9名 ・申請件数2,687件 (内、スマートフォン用器具2,606件) ○移動支援事業 525回 ・車両移送型委託分 利用者2名 ・個別支援型 321回 ・障がい児通所支援車同移送型給付分 ○地域生活支援センター事業 2団体 ・みづは、酒田市障がい者福祉会 ○日中一時支援等事業 中止 ・障がい者スポーツ大会 利用者7名 ・障がい者スポーツ大会 利用者4名 ・点字広報等発行 サービス扶助費 ・訪問入浴サービス 利用者4名 ・日中一時支援事業扶助費 (児・者) ・障がい児利用者 21名 ・障がい者利用者 28名 ・自動車運転免許・改造2名 ・免状0名、改造2名 	福祉課	<p>課題に沿って、地域の需要と供給のバランスがとれたサービス提供がなされるよう、事業所と連携しながら体制整備の充実を図る必要がある。</p> <p>地域移行を進めるうえで、今後も整備促進していくべきサービスであるが、地域住民の理解が得られるよう、市としても普及の広報活動も含めながら支援していく必要がある。また、地域生活支援等については、地域生活支援部会で協議を行い、整備していく。</p> <p>地域生活支援事業として取り組んでいる各種事業においては、一定の成果を上げていく。ニーズや必要性を考慮し、新たな事業の取り組みや既存事業については、新たな事業の進捗を図り、個別の困難ケースはあおぞらははじめ関係機関とケース検討会を行うことによって、今後は、地域自立支援協議会の位置づけの中で、そこから地域課題の解決に向けて行く必要がある。</p>	

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定時）	主要な施策（計画策定時）	担当課	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方向性
	(4) 様々な障がいへの対応の強化	<p>本市では少子高齢化が急速に進んでいる中、同様障がい者が高齢化も進展しています。65歳を迎えた高齢期の障がい者は、介護保険制度の原則的な移行を考慮する必要がありますが、支援の内容や内容や標準、給付の内容が異なることから、支援の引継ぎがスムーズに行われなければならないという課題があります。また、高齢障がい者の受け入れは全国的な課題であり、高齢障がい者のニーズに適合した施設の質的・量的充実も求められています。</p>	<p>○高齢化に際した支援 専門員と障がい福祉サービス等利用計画を作成する介護支援専門員と障がい福祉サービスの連携強化や、地域包括支援センターにおける高齢障がい者への総合相談、権利擁護事業及び支援困難事例等に関する介護支援専門員への支援を行います。また、高齢障がい者の受け入れ施設の充実に向けて、支援を行います。</p>	介護保険課 福祉課	令和2年度は、市介護支援専門員新任者研修会を行った。地域包括支援センターにおける高齢障がい者への総合相談、権利擁護事業及び支援困難事例等では、個別ケア会議等で介護支援専門員へのサポートを行った。	65歳以上の高齢障がい者が増加する中、引き続き、介護支援専門員と相談支援専門員の連携強化や、高齢障がい者のニーズに適合した支援に努めます。
	(4) 様々な障がいへの対応の強化	<p>重症心身障がい者（者）について、庄内地域において入院療養に対応可能な医療機関が治療域とから、山形市、米沢市や県外の病院で療養治療が行っており、本人及び家族の負担が大きくなっています。その中で、平成20年10月から「短期入所病院」です。障がい福祉サービスとして「短期入所」を開始しているが、さらに地域で家族が見守ることができている体制の整備が望まれています。</p>	<p>○重症心身障がい者（者）支援体制の充実 果ては、常時医療的ケアを要する重症心身障がい者（者）の受け入れ充実のため、総合療育訓練センターに新たな医療種を整備しています。が、庄内地域における重症心身障がい者（者）の入院療養病床の確保に向け、今後も関係機関に働きかけていきます。</p>	福祉課	手をつなぐ育成会等の重傷を聞きながら、「総合療育訓練センター」庄内支所所長らとの「充実」について、関係機関等関係機関に働きかけていく。	今後も手をつなぐ育成会等関係機関の支援をして聞きながら、実現に向けて要望等の支援をしていく。
		<p>また、新たな「障がい」として、「発達障がい（※）」とともにも「高次脳機能障がい」への対応が求められています。「高次脳機能障がい」は、脳卒中や頭部外傷などの脳の損傷により、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいにより日常生活や社会生活への適応に困難を伴う障がいです。これらの症状は、一見しただけではわかりにくい、本人や家族、医療関係者等の間でもなかなか理解されにくいことがあります。本県には、支援拠点機関として2箇所の高次脳機能障がい者支援センターがあり、専門相談窓口としてサポートをしています。</p>	<p>○高次脳機能障がい者支援の推進 高次脳機能障がい者に対する理解促進を図るとともに、高次脳機能障がい者支援センターによる支援への協力を図ります。</p>	福祉課	高次脳機能障がい者からの相談に対して、高次脳機能障がい者支援センターの紹介を行うなど制度の活用を図った。平成24年1月から鶴岡協立リハビリテーションセンター病院内に、高次脳機能障がい者支援センター（庄内）が設置されている。	引き続き、高次脳機能障がい者に対して高次脳機能障がい者支援センターの紹介を行うなどの制度の活用により、当該障がい者への支援を推進する。
		<p>難病患者の在宅療養を継続させるには、安定した療養生活の確保と生活の向上が重要です。保健所が中心となって患者の症状に応じた支援計画の策定や医療相談会、訪問相談等を通じて療養生活の支援が行われているほか、山形県難病相談支援センターでは、難病患者・家族が抱える療養上・生活上の不安や悩みなどについての相談、各種支援が行われることになっています。また、病状の悪化等により在宅療養が困難になった場合に備えて、地域における受入病院の確保を図るための医療機関によるネットワーク（山形県難病医療ネットワーク）があります。なお、平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が成立し、指定難病の110疾病が医療費の助成対象となつています。また、難病患者に対する新たな公平かつ安定的な医療費助成制度の中で、医療費助成の対象となる拡大に向けた検討がされています。また、障がい者に対する支援法の対象となる疾病（151疾病）についても、指定難病の基準を踏まえ、さらなる拡大について検討が進められています。</p>	<p>○難病患者支援の円滑な実施 平成25年4月の障がい者総合支援法の施行に伴い、障がい福祉サービス、日常生活用具及び補装具などを活用することが可能となったことから、難病患者の症状を踏まえて、難病患者のニーズに対応した円滑な支援を実施します。</p>	福祉課	難病患者には身体障害者手帳を所持している方と所持していない方がいるが、手帳を所持している方は、これまで同様、障がい福祉サービス等を利用することができている。	平成25年4月の障がい者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に難病患者が追加され、障がい福祉サービス、補装具及び日常生活用具などを活用することが可能となった。難病特有の症状を踏まえて、スムーズな支援につなげるよう対応していく。

<p>基本目標 自立や社会参加の推進</p>	<p>重点目標 (1) 教育・療育の充実</p>	<p>現状と課題 (計画策定時) 「発達障がい」は、生まれながらの脳機能の障がいと考えられ、自閉症や注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)などがあるが、ますます早期発見、早期療育が成長に良い結果をもたらすとされています。学校の通常学級に在籍する発達障がいの子どもの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は、全体として高い傾向にあります(平成18年度6.2%、推計値約12,000人)。 本市では、平成23年度に発達支援センター(酒田臨床心理士などの専門のスタッフによる保育園・幼稚園訪問支援(育ちのサポート事業)、相談会、事例検討会、研修会等を行うとともに、関係機関と連携し、円滑な支援を進めています。 未就学児については、児童発達支援センター(酒田)はまなし学園が任内圏域の早期療育の拠点として役割を担っており、児童発達支援(まつのみ教室を含む)、保育所等訪問支援、相談支援及び日中一時支援を実施しています。平成20年度からは看護士を配置し、吸引や注入等の医療的ケアを受けることが可能となつていきます。また、看護士の配置により、保護者の付添いが不要になり、保護者の負担が軽減していきます。</p>	<p>主要な施策 (計画策定時) ○就学前からの支援の充実 保育園・幼稚園訪問支援(育ちのサポート事業)を継続し、早期発見、適切な発達支援を行います。また、関係機関の連携強化を図り、子どもや保護者に適切に対応できる園内体制を整備してまいります。 子どもや保護者の将来の自立に向けて、最も身近な支援者となる保育士等の役割を強化し、関係機関と連携し、保護者支援を充実します。「就学相談会」など関係機関と連携し、保護者の困りごとに対応し、児童発達支援センター(酒田)はまなし学園において、児童発達支援センター等を実施し、今後の療育機能の充実・強化を図っていきます。</p>	<p>担当課 子育て支援課 健康課 福祉課</p>	<p>進捗状況 (具体的実施内容) 福祉課においては、発達支援室にて発達障がいのある乳幼児の早期発見と早期発達支援体制の構築及び、一生懸命にわたる切れ目のない継続した支援を行う体制の構築を推進している。 市内保育園等においては、育ちのサポート事業を活用して、個々の園児ごとに適切な保育を行うとともに、保育士の資質向上に努めている。 また、本市においては、市内認可保育所及び認定こども園を対象に、軽度発達障がい児にかかわる保育士等の加配ができるよう独自補助を実施した。平成30年度からペアレント・プログラムを実施。 また、併設する子育て支援センターにおいて1歳半、3歳児健康診査やファミリー教室への対応協力により、早期療育への支援を行っている。</p>	<p>課題及び今後の方向性 乳幼児期の支援は充実されつつあるが、学齢期の小学校から中学校、中学校から高等学校、高等学校から成人期と、それぞれのステージと支援者が変わる程度その情報と適切な支援方法が引き継がれず不適切な状況があり、家族が大きな不安を抱えている状況がある。 そのため発達支援室においては改善に向け、各関係機関と連携を図りながら一生懸命に支え、関係機関との連携に努めている。はまなし学園においては、様々な機関との連携により、専門的支援ができるように、今後も研修を重ね、様々なニーズに応えていくことが重要である。</p>
----------------------------	------------------------------	---	---	---------------------------------------	---	--

基本目標	重点目標	現状と課題 (計画策定時)	主要な施策 (計画策定時)	担当課	進捗状況 (具体的実施内容)	課題及び今後の方向性
		<p>就学児については、該当児童の在籍する小学校に特別支援学級(※)、浜田小学校に通級指導教室におき(※)が設置されていることに加え、通常学級においても特別支援教育(※)が行われています。</p> <p>教育相談は、特別支援教育巡回相談員(※)を配置し行っていきますが、何らかの課題をかかえ特別支援を必要とする児童・生徒への対応など、相談内容が専門的かつ多岐にわたっています。</p>	<p>○特別支援教育の充実</p> <p>特別支援教育の充実に向け、教員の専門的研修などによる指導力の向上や特別支援教育巡回相談員などによる相談体制の一層の充実を図ります。</p> <p>通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒については、集団の中で適切な支援を行っていく必要があるため、一人ひとりの特別な教育的ニーズに応える教室環境や教材・教具等、ユニバーサルデザインの見点を取り入れた授業づくり(※)に努めます。</p> <p>また、必要に応じて、個別の指導計画を作成したり、支援を充実させていきます。</p>	<p>学校教育課 福祉課</p>	<p>特別支援コーディネーター担当者を年1回、特別支援学級担任者や特別支援学級(※)の教育課程の組み方等について研修を行う。特に特別支援学級担任者会では、お互いの実践について情報交換したり、実地事例から指導方法について学んだりすることからできた。また、特別支援教育研修会を実施し、障がいのある児童生徒の社会的自立に向けて必要な力を育てる手立て等について研修した。</p> <p>通常学級に在籍する発達障がいのある児童生徒の指導に対しては特別支援指導方法や校内支援体制づくりに取り組んでいる。各学校の課題に応じた相談活動を継続して行っている。また、在学児童生徒相談会や就学児相談会を行い、現在の学習状況や進学等について確認したり、就学児に係る情報を早目に入手したりして、小中学校との連携を図っている。(在学生の相談会については、令和元年度より中学校の特別支援学級在籍生徒を対象とした。)</p> <p>在籍生徒を対象としては、各学校やその保護者からの相談を受け、相談体制の充実を図っている。</p> <p>また、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室に連携している児童生徒について、個別の教育支援計画と個別の指導計画作成の業務強化に伴い、作成の徹底を図られ、より確実な引継ぎにつながっている。</p>	<p>特別支援教育に関する研修会と相談体制の向上を図る。</p> <p>児童生徒一人一人の実態とニーズに応じた支援ができるよう、継続して相談、指導、助言を行っている。</p> <p>近年、特別な配慮を要する児童生徒による不登校、問題行動、家庭内問題等のトラブルが各学校に発生しており、巡回相談員が助言したりするケースが増大している。人的支援にとともに各関係機関との連携がこれまでに求められている。</p>

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定時） 専門の教育機関としては、平成23年度に開校した酒田特別支援学校（※）のほか、鶴岡養護学校、鶴岡高等養護学校、山形盲字学校などがあり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた授業が行われ、自立と社会参加に向けた教育が行われています。	主要な施策（計画策定時） ○特別支援学校における教育の充実 高等学校教育は、自立して社会生活に移行する前の重要な時期であり、卒業後に福祉的な就業も含めた就職ができますよう、関係機関と連携し支援を行っています。	担当課 学校教育課	進捗状況（具体的実施内容） 児童生徒の実態にあった教育課程と教育施設を検討し、有効に活用できるよう、市の就学支援の状況や、障がいの状況についてよりきめ細やかに県やかに県に伝えていく。また、個々の教育的ニーズに応じた学習環境の提供について継続して県に要望していく。	課題及び今後の方向性 児童生徒の実態にあった教育課程と教育施設を検討し、有効に活用できるよう、市の就学支援の状況や、障がいの状況についてよりきめ細やかに県やかに県に伝えていく。また、個々の教育的ニーズに応じた学習環境の提供について継続して県に要望していく。
	(2) 雇用・就労の促進	乳幼児期から学齢期、就労期に、それぞれの活動の場に応じた適切な支援を生涯にわたって切れ目なく継続させるため、専門性のある相談支援と発達支援ネットワークの拡充を推進することが大切で	○生涯を通じた支援の充実 乳幼児期から学齢期、就労期のそれぞれのライフステージの中で、関係機関と連携し、一生涯にわたって切れ目のない支援の充実を図ります。特に、進級や進学に伴って、かかわりのある先生方との情報の引き継ぎについては、「やまがたサポートファミリー」などを利用して、安心して新しい環境に適応できるように、適切な支援を行います。	福祉課	生涯を通じた一貫した情報連携と支援体制の充実などのセンター機能をもち「発達支援室」に発達支援相談員を配置し、全ての年代の方の幅広い相談に専門的に対応できる体制を構築している。	「発達支援室」で全ての年代を対象に支援を行っているが、相談件数の増加によりタイムリーな対応が困難になりつつあり、関係機関との協力を得て対応する必要がある。
		障がい者が自立した社会生活を送るうえで、「障害者の雇用・就労はもとより重要で、「障害者の雇用の促進に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）により、常用労働者50人以上規模の民間企業は、法定雇用率2.0%以上の割合で、障がい者を雇用しなければならないことになっています。また、平成30年4月からには雇用義務のある対象障がい者に精神障がい者が加わります。その達成に向けて、ハローワークや山形障害者職業センターなどで、「特定求職者雇用開発助成金」や「ジョブプロブコ事業（※）」などの各種助成制度を実施しています。	○障がい者の雇用促進 庄内地域障がい者就労活動活性化協議会等によるハローワーク、山形県、庄内障害者就業・生活支援センター（※）（か）の関与による生活支援センター、障がいのある人の多様な働き方に対応できるように、支援を行っています。	商工港湾課 福祉課	9月の障がい者雇用支援月間にあわせ、市広報「私の街さかた（9月1日号）」への記事掲載を通じて、障がい者の職業的自立を促進する下記の事業を周知した。	引き続き、市広報への記事掲載等を通じて、ジョブプロブコ事業等を周知するについても、職場適応訓練等の取り組みについても周知に努め、障がい者の職業的自立を促進する。
					経済の状況が厳しいこともあり障がい者雇用についてはその影響を受けている。引き続き関係機関と連携し、PRに努めながら事業者の理解促進と連携し、就労へとつなげていく必要がある。新たなネットワークとして地域自立支援協議会のなかでも支援の在り方を検討する必要がある。	

基本目標	重点目標	現状と課題 (計画策定時)	主要な施策 (計画策定時)	担当課	進捗状況 (具体的実施内容)	課題及び今後の方向性
	<p>酒田管内の障がい者雇用率は2・07% (平成26年6月1日現在) と、全国の1・82%、山形県の1・88%を大きく上回っており、達成企業の割合も6・8、81% (75社/109社中) となつてはいますが、障がい者に対する雇用は依然として厳しい状況にあることから、引き継ぎ、事業所等における障がい者の職業能力を高め、雇用の拡大を図っていく必要があります。このようなか中、平成14年に東北エプソン株式会社の特許会社エプソンズワウンは、障がい者雇用の面だけでなく、自立や社会参加に向けて大きく貢献しています。雇用率は2・38% (平成26年6月1日現在) と、法定雇用率2・3%を達成しており、民間企業の障がい者雇用の気運を醸成し、障がい者の雇用促進を図るため、市が率先して障がい者雇用に取り組んでいきます。</p>	<p>一方、障がい者の状況によっては一般就労が困難な場合も多いため、福祉的就労として、就労移行支援や就労継続支援などを通して、職業知識や能力の向上への支援が行われています。しかしながら、就労移行支援の継続について地域間・事業所間には大きな差が生じています。また、工賃向上に向けて「障がい者バザール」等に取り組んでいますが、平成24年度に就労継続支援「非雇用型 (B型)」事業所を対象に策定した「山形県工賃向上計画」における平成26年度目標工賃月額1・3、300円に達し、本市は月額10、908円 (平成25年度実績) となつており、障がい者が地域で自立した生活を送るためには、障がい者の生活保障としては障害年金を中心とした重度障がい者については特別障害者手当や障害基礎年金、重度障がい者については障害児童手当や特別児童扶養手当などが支給されていますが、所得確保に向けさらなる支援が必要とされています。</p>	<p>○雇用への理解促進 障がい者雇用についての事業主の理解を深め、雇用につなげるため、法定雇用率や各種助成制度についての周知を図ります。 平成28年のアピビリンク (※) 山形大会の開催を契機に、障がい者の職業能力に対する理解を進め、雇用の促進と地位向上を目指します。</p> <p>○福祉的就労への支援 市内地域障がい者就労活動活性化協議会等による関係機関等のネットワークを活用し、一般就労に結びつくよう、実績のある就労移行支援事業所による研修など、就労支援員の資質向上に努めます。 また、工賃向上に向けて、事業所の意識向上を図るとともに、事業所のニーズに対応し、魅力的な商品等の開発や改善、販路拡大のための取り組みを支援します。 平成25年4月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進法」が施行されたこととから、市の調達方針を策定し、随意契約による物品の調達に努めるとともに、市内事業所製品の受注拡大や委託事業の発注促進を図ります。また、市の完成若しくは作業その他の業務の給付又は物品の納入について、競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たつては、障害者雇用促進法第43条第1項に違反していない物品等を調達していることに配慮する等、障がい者の就業を促進するたための検討を行います。</p>	<p>福祉課</p>	<p>9月の「私の街さかた (9月1日号)」へ、市の広報「私の街さかた (9月1日号)」への記事掲載を通じて、「障がい者雇用促進法」の内容及び皆管内の障がい者雇用率を紹介し、障がい者の雇用について啓発した。また、障がい者雇用を促進する下記の事業を周知した。 ①特定求職者雇用開発助成金 (障がい者トライアルコース) ②トライアル雇用助成金 (障がい者トライアルコース) ③作業施設設置補助金 ④障がい者職場実習支援事業 ⑤ジョブコーチ支援事業 障がい者の状況によっては一般就労が困難な場合も多いため、障害者総合支援法の福祉的就労の場の確保や、工賃向上のための「障がい者バザール」を障がい者週間に合わせて開催した。</p>	<p>引き継ぎ、市内職への記事掲載等により、障がい者の職業を通じた社会参加について理解が深まるように努めていく。 就労定着支援を利用し、一般就労へ移行した方へのサポートをする。 また、工賃向上のための「障がい者バザール」を継続支援する。</p> <p>福祉的就労における工賃は山形県が全国最下位であり、県内でも市内地区が最も低い状況にある。県や市内障害者就業・生活支援センター (かでる) との連携し、農福連携・林福連携など、国・県の取組み等の情報提供を行っていく。さらに、市役所での「バザール」の定期的な開催やカフェ「え〜る」の利用・販路拡大、ふるさと納税返礼品への登録の呼びかけなどの支援を行う。</p>

基本目標	重点目標 (3) スポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動の振興	現状と課題 (計画策定時) 本市は、「どこでも」「たれでも」生活学習や文化芸術活動を行える環境の整備に努めています。スポーツ・レクリエーション及び芸術・文化活動は、障がい者の生きがいと生活を豊かにし、また、機能訓練や社会参加意欲にもつながる重要なものでもあります。スポーツ・レクリエーション活動としては、酒田市障がい者福祉会とともに「障がい者スポーツ大会」です。また、スベシャルオリンピックス(※)日本・山形の酒田プログラムとしてボウリング、水泳が行われています。山形県や全国レベルの障がい者スポーツ大会では、身体障がい者部門で優秀な成績をおさめている一方、知的・精神障がい者の参加が少ない状況となっています。芸術・文化活動としては、市身体障害者福祉センターにおいて、カラオケ、書道、パソコンなどの各教室が開催されており、文化祭においては作品展示や発表会が行われています。また、精神障がい者が病状作業療法等で作成した作品の作品展も開催されています。障がい者施設においても、機能訓練の一貫である創作活動等として作成した作品が当該施設のアートギャラリー等に展示されているほか、各種レクリエーションやイベントが行われ、地域との交流を深めるなど社会参加につなげています。	主要な施策 (計画策定時) ○スポーツ・レクリエーションの振興 「障がい者スポーツ大会」及び「障がい者軽スポーツ大会」等について、継続して実施していきくとともに、スベシャルオリンピックス等の障がい者スポーツ、レクリエーション活動について支援します。 平成32年のパラリンピック東京開催を契機に、障がい者に対する理解を深め、障がい者スポーツの1層の振興に努めます。 ○芸術・文化活動の振興 障がい者の芸術・文化活動を振興するため、に、ニーズの把握に努めながら、引き続き地域活動支援センターの各種教室を推進するとともに、総合文化センター等の生涯学習事業参加への支援を行います。また、障がい者などへのきめ細かい配慮を行いながら、すぐれた芸術を鑑賞する機会や、文化活動を行う場の提供を行うとともに、各種イベントの周知を図ります。	相当課 スポーツ振興課 社会教育文化課 福祉課	進捗状況 (具体的実施内容) 平成31年3月に策定した「スポーツ推進計画(2019-2029)」では、「障がいのある者の運動習慣の推進と社会参加を自覚し、それぞれの状況に応じて気軽にスポーツを楽しむことができるよう、関係機関・団体と連携しながら、障がい者のスポーツ活動を推進します。」としている。 ○令和2年度に開催した第3回「ユニエース」大会では、酒田市障がい者スポーツ大会(カローリング1競技) ○光ヶ丘ブルーから中学生までの親子を対象とした「すこやか教室」(フリーレッスン)を行っており、令和2年度は15組(延べ183名)の方の参加があった。 ○酒田市障がい者スポーツ大会は、新型コロナウイルス感染症により令和2年度は中止した。○生涯学習講座では、障がい者の方の受け入れ体制について配慮している。 ○酒田市文化芸術基本条例及び酒田市文化芸術推進計画に基づき「社会包摂と育成」の方針のもと、令和元年に、東京学芸大学特別支援学校の卒業生とその保護者で構成されている若竹ミュージカルと、酒田特別支援学校高等部の皆さんが、ユニエース(R4)に再度共演したいとの思いがあったが、コロナ禍で準備が進んでいない。 ○酒田市文化芸術推進プロジェクト事業の一環として、障がい者アート展を開催し、125作品の出展と、3,161人の入場があった。	課題及び今後の方向性 スポーツ推進計画では次の4つの施策を掲げ取り組んでいく。①障がい者スポーツの理解を深める、②障がい者スポーツの環境づくり(協会の確保・種目の普及)、③障がい者スポーツ指導者資格の取得、④地域団体・競技団体との連携・協力。 障がい者の参加を促すために、より一層の周知と推進を行う。障がい者スポーツについての情報を収集しながら、活動に対する理解を深めるとともに、酒田市障がい者福祉会や山形県障がい者スポーツ協会と連携・協力し、障がい者が継続して活動できるように支援していく。 酒田市障がい者スポーツ大会は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を留意して実施する。引き続き、きめ細かい配慮を行いながら、すぐれた芸術を鑑賞する機会や、文化活動を行う場場の提供を充実させるとともに、それらの周知を図っていく。
3. 安全で安心して生活できるまちづくり	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	障がい者、高齢者をはじめとして、女性や児童外国人等すべての人が安全で安心して生活できるまちづくりをすることが重要な課題です。そのため、建築物の段差を取り除くなどバリアフリーやユニバーサルデザインによる(すべての人にやさしい)まちづくり支援が必要です。	○福祉のまちづくりの推進 「新バリアフリー法」や「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づき、バリアフリーやユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するため、市民、事業者への理解と周知に努め、市民全体としての機運の醸成を図ります。	建設課 福祉課	新バリアフリー法では、一定規模の特別特定建築物を建築する場合には標準への適合が義務付けられている。	法的規制から外れる建築部分については、新バリアフリー法や「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づいた施設整備等に努めるように理解を求めていく。また、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりの推進については、市民全体の機運の醸成を図るための周知活動に努めていく必要がある。

基本目標	重点目標	現状と課題 (計画策定時)	主要な施策 (計画策定時)	担当課	進捗状況 (具体的実施内容)	課題及び今後の方向性
		<p>国では、平成18年に「ハートビル法」と「交通パラフリー法」を統合して内容を拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(ハリアー新法)を施行し、県では平成20年に「山形県福祉のまちづくり条例(※)」を「山形県みんなにやさしいまじまじ条例(※)」に改正して、障がい者や高齢者などが多く利用する施設や公共交通機関のバリアフリーを総合的に進めています。</p> <p>本市の各公共施設においても、これに適合させて既存建築物の改修解消、施設入口のスロープ設置、障がい者用トイレや障がい者用駐車スペースなどの整備が進められており、希望ホール、中町交流ひろば、タウンセンターなど新しい公共施設では、建設段階からユニバーサルデザインの考え方に立って整備をしています。</p> <p>公園・体育施設についてもスロープや障がい者用トイレなどが徐々に整備され、道沿い、道路についても、車いす利用に配慮した段差解消や視覚障がい者に配慮した点字誘導ブロック等の整備を進めています。</p>	<p>○公共施設のバリアフリー 障がい者や高齢者などが多く利用する公共施設のパラフリーを推進します。 道路については、改良に合わせ、段差が少なく広い歩道や点字ブロックの整備を推進するとともに、自転車、看板、商品陳列などで歩行者の障がいとならぬよう、道路利用者のモラルを高める啓蒙に努めます。</p> <p>公園等については、手すりやスロープの設置、障がい者用トイレ、障がい者用駐車スペース等の整備を推進します。 公営住宅の改修にあたっては、エレベーターや障がい者対応住宅整備などバリアフリーを推進します。</p>	<p>建築課 土木課・整備課 都市デザイン課 福祉課</p>	<p>進捗状況(具体的実施内容) 建物の新築又は一定規模の増築については、新バリアフリー法の適用となっていないものが、既存建築物に適用(努力義務)されるものとはなっていない。 道路や公園の改修に合わせて、歩行空間のバリアフリー化を促進している。特に歩道と車道との段差が大きい交差点において段差の解消を図っている。</p>	<p>近年までの歩道整備については、歩行者などの安全性を確保するため、車道より一段高い歩道を設置してきた。歩道幅員の狭い箇所については段差解消のため、車道の高上げなどが考えられるが、多額の改修費用を要するため困難な状況である。 今後とも、新たな歩道を設置する場合や歩道の改修を行う場合に、歩道と車道の段差が小さくなるように努める。 既存の公共の建物については、玄関の段差解消や自動ドアの設置、多目的トイレの新設など、施設整備に努めていく必要がある。公園については、施設改修に合わせバリアフリー化を進める。</p>
		<p>不特定多数が利用する民間の建築物についても、バリアフリー化(※)が進んでおり、また、一般の住宅改修には、手すりやスロープ、腰掛機器等の設置に対して助成する「住宅福祉機器設置事業」や「やさしい生活支援事業」を実施しています。</p>	<p>○民間建築物のバリアフリー 不特定多数が利用する民間建築物については、バリアフリーについての理解促進を図ります。 一般住宅への「住宅福祉機器設置事業」や「やさしい生活支援事業」などの助成制度の周知と利用促進を図ります。</p>	<p>建築課 福祉課</p>	<p>不特定多数が利用する民間建築物は、新バリアフリーにおいて一定規模の場合が義務付けられている。 住宅リフォーム総合支援事業(建築課)では、一般住宅のバリアフリー工事に対して助成を行っている。 福祉予算のやさしい住まいづくり事業(住宅福祉機器設置事業)では、障がい者の住宅において安心して安全な生活が出来るよう手すり等の設置に対して助成している(令和元年度で事業終了)。</p>	<p>今般住宅の各種住宅補助制度については、今後も総合的なバリアフリーを継続して作成し、市民や施工者への周知に努め、利用促進を図る。</p>
		<p>移動面においては、公共交通機関としての「るんるんバス」は、車いす対応の低床バスを導入しており、民間でも同様のバスが導入されています。他にも、「ほっとふくし券」でのタクシー利用や地域生活支援事業で外出時の移動支援などを行っており、今後も福祉のまちづくりを総合的に推進していく必要があります。</p>	<p>○移動・交通手段のバリアフリー 「るんるんバス」車面については、更新に合わせ、車いすに対応した低床バスの導入を継続します。 酒田市障がい者福祉会によるリフト付きバスを引き続き運行し、各種教室、医療機関や障がい者団体の研修会等への移動支援を継続します。 他にも、ほっとふくし券によるタクシー利用や移動支援などの助成を継続するとともに、効果的・効率的に事業が展開されるように検討していきます。</p>	<p>都市デザイン課 福祉課</p>	<p>るんるんバス車面では、利用者の多い市内の毎日運行路線において、ノンステップバス導入済みである。 また、屋外での移動が困難な障がい者のような移動が困難な状況に対しては、障がい者支援事業でタクシーの視覚障がい者の外出支援を行う「同行支援」を利用できないない移動支援サービスを確保する方へサービスの確保がないよう助成の継続が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別委託型 525回 ・車両移送型委託分 利用者2名 ・障がい者専用支援車両移送型給付分 321回 	<p>市内では、ノンステップバスが運行できない地区もあるため、同車種への更新を基本としながら、更新時の状況において判断する。また、移動支援個別型(いわゆる「サハ」)の利用者は、現在2名であるが、障害福祉サービスによる視覚障がい者の外出支援を行う「同行支援」を利用できないない移動支援サービスを確保する方へサービスの確保がないよう助成の継続が必要である。</p>

<p>基本目標</p>	<p>重点目標 (2) ボランティア活動の促進</p>	<p>現状と課題(計画策定時) 障がいのある人も非障がい人も共に生活し活動できる社会を実現するためには、家族やサポーター活動など地域社会のあり方が重要で、本市は、「公益義団の地」として、古くから他を思いや育まれており、市公益活動センター(社会福祉協議会)や、ボランティアセンター(社会福祉協議会)や、ボランティアセンター(社会福祉協議会)など、ボランティア活動の推進・育成に努めていっています。また、地域でも、様々なボランティア活動がみられます。福祉関係団体等からのボランティアの依頼が増え、中、特に、聴覚障がい者からの手話や要約筆記の派遣要望が多くおこなわれており、市障がい者スポーツ大会ではボランティア連絡協議会加盟団体等からのボランティアによりスムーズな運営が行われています。また、自治会長、民生・児童委員、福祉協力員等の協力を得て、地域での支え合い、見守りネットワーク等を進め、「新・草の根事業」としてのボランティア活動が行われています。</p>	<p>主要な施策(計画策定時) ○ボランティア活動の促進 地域でのボランティア活動を促進するため、社会福祉協議会が一元的に運営し、活動拠点となる市公益活動センター及びボランティアセンター機能の一層の充実や、ボランティア連絡協議会、東北公益文科大学などと連携を強化するとともに、市民へのボランティアに関する啓発・情報提供に努めます。また、「社会福祉協議会」や「学区」に協力を求め、「新・草の根事業」を推進します。 障がい種別により支援にも特徴があるため、手話、要約筆記、点訳、音訳など、障がい種別に応じたボランティアの派遣やその指導者の育成を図ります。</p>	<p>担当課 まちづくり推進課 福祉課</p>	<p>進捗状況(具体的実施内容) 本市の主なボランティア推進については以下のようになっています。 ○ボランティア・公益活動センター(83.3月末現在) ・登録団体/142団体 ・ボランティア利用者数/3,712人 ・情報提供/市広報、市HP、電子メール、交遊ひろば掲示版などで随時実施 ○公益活動支援補助金(12年度) ・趣旨/公益のまちづくりに関する活動を促進する。 ・交付事業数/8事業 特に障がい者に関する支援は、以下のようになっています。 ○聴覚障がい者等に対し、手話奉仕員等を派遣する事業として、コミュニケーション支援事業を実施。 【利用(派遣)実績と主な内容】 ・医療機関受診後、福祉会活動への参加 ○手話奉仕員養成のため、手話奉仕員養成講座(手話教室)を実施。 ・開催時期:6月～3月の全40回 ・受講者15名中、4名修了 ○手話奉仕員養成講座修了者向けにステップアップ講座を実施。 ・開催時期:6月～11月の全20回 ・受講者9名 ※講師は、市内に在住する職労障がい者が担当 ○酒田市障がい者福祉会のスポーツ大会等では、公益大やボランティア連絡協議会から多くのボランティアの方が参加している。</p>	<p>課題及び今後の方向性 公益活動支援センター及びボランティアセンターの役割が一元化され、効率的な運営がなされてきた。平成30年度から、2つの組織をひとつにし、酒田市ボランティア・公益活動センターとなった。令和2年度は愛称を決定し、市民に親しまれるよう周知に努めている。また、より一体的にボランティア、公益活動の支援を図っている。 福祉関係団体等からのボランティアの依頼が増え、中、特に、聴覚障がい者からの手話や要約筆記の派遣要望が多くおこなわれており、市障がい者スポーツ大会ではボランティア連絡協議会加盟団体等からのボランティアによりスムーズな運営が行われています。また、自治会長、民生・児童委員、福祉協力員等の協力を得て、地域での支え合い、見守りネットワーク等を進め、「新・草の根事業」としてのボランティア活動が行われています。</p>
<p>(3) 防犯対策の推進、防災体制の整備</p>	<p>防犯対策の推進 障がいのある人が消費生活センターや近隣の犯罪に巻き込まれやすいため、防犯対策の強化を図ります。また、民生・児童委員や防犯協会、警察との連携により、声かけや見守りなど各種防犯対策を推進します。</p>	<p>まちづくり推進課 福祉課</p>	<p>各地区の防犯協会を通じて地域住民の防犯意識の向上と犯罪の未然防止活動に取り組む。また、市広報やホームページ等で啓発活動を行う。 また、出前講座を障がい者団体、障がい者就労啓発先、障がい者就業・生活支援団体等において、悪徳商法等被害防止及び消費者トラブルの対処法について啓発した。令和2年度障がい者関連出前講座1回。 福祉部門では、新・草の根事業(見守りネットワーク支援事業)において、民生委員・児童委員、福祉協力員等による見守り活動が行われている。</p>	<p>防犯には、地域住民の意識の向上と協力が不可欠である。人口減少、少子高齢化、役員の担い手不足などが進む中、防犯協会の組織維持が難しくなっている。 引き続き、地域住民への防犯意識の向上と啓発活動を実施していく。 また、障がい者が消費生活センター等に巻き込まれないように、引き続き出前講座等に啓発に努めていく。</p>		

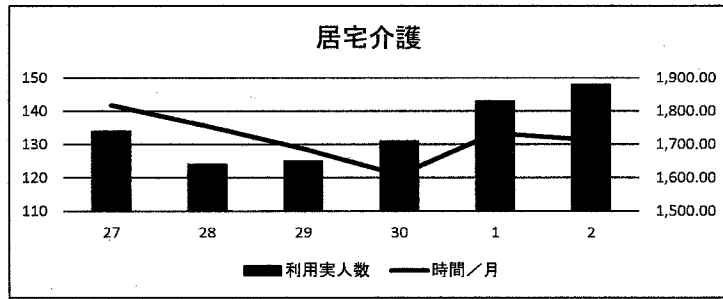
<p>基本目標</p>	<p>重点目標</p>	<p>現状と課題 (計画策定時)</p> <p>また、東日本大震災では、全国で多くの尊い命が失われたが、障がい者の死亡率は被災地住民全体の死亡数の約2倍となつた。民間調査もなされ、何らかの配慮を要する者)について、情報伝達、避難支援、避難生活等、様々な場面で対応が不十分で、これを踏まえて、平成20年度から災害時要援護者避難支援台帳の整備、平成25年度には福祉避難所の設置に取り組み、災害弱者となる障がい者や高齢者の防災、避難対策を進めていく。</p> <p>他にも、障がい者や一人暮らしの高齢者の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な支援を行う「緊急通報システム運営事業(※)」や、火災予防などの安全対策として、火災警報器、自動消火器、電磁調理器などを給付する「日常生活用具給付等事業」を実施している。</p>	<p>主要な施策 (計画策定時)</p> <p>○防災体制の整備</p> <p>災害時における障がい者や高齢者の安全を確保するため、災害時要援護者避難支援台帳の充実、避難行動要支援者名簿の整備を行い、災害時には行政、消防として地域の方々と情報を共有することにより、自力避難が困難だったり、人工呼吸器や安全確認がとれるなど災害時に必要な対応ができるよう連携を図ります。</p> <p>平成25年11月、福祉避難所の設置運営に避難所として位置づけられており、災害ボランティアセンター(社会福祉協議会が設置・運営)との連携による専門的ボランティアや適切な備品の確保を含め、今後は具体的にその運営等について検討していきます。</p> <p>また、「緊急通報システム運営事業」や「日常生活用具給付等事業」の周知と利用促進を図り、障がい者や高齢者の居宅での安全・安心な生活を支援します。</p>	<p>担当課</p> <p>危機管理課 福祉課</p>	<p>進捗状況 (具体的実施内容)</p> <p>・要配慮者への支援については、地域における自主防災活動が重要なため、地域会との連携を促した研修、訓練の実施を呼びかけ、防災体制の確立を図っている。</p> <p>【自主防災組織の設立状況】 H30年度末現在 96.7% H31年度末現在 95.7% R 2年度末現在 95.7%</p> <p>・地域の防災活動の中心となるリーダーを育成するため、災害組織など地域に密着した組織を対象に防災ガイドブックや車庫ハザードマップなどの資料を活用した研修会を実施している。その中で、要配慮者の方々の把握、避難誘導についての話し合いをしていく。</p> <p>福祉部門では、災害時要援護者避難支援事業においては、自治会等の協力を得て要援護者と避難支援者を登録した個別台帳の整備を行っており、積極的な自治会では要援護者台帳を活用した防災訓練も行われている。なお、緊急通報システム運営事業については、民間企業の緊急通報機器の利用を優先させ、観点から、令和元年度以降、新たな利用受付は行っていない。</p>	<p>課題及び今後の方向性</p> <p>・自主防災組織の組織率100%を目指す。</p> <p>・従来の出前講座に加えて自主防災組織はもとより、学校、PTA、婦人組織、愛好会などの地域に密着した組織を対象に防災訓練や研修会などの企画実施を働きかけ、市民の幅広い防災知識の向上に努めながら、要配慮者の避難支援等を行う必要がある。</p> <p>・コミュニティ振興会などと避難所運営マニュアルを策定しており、マニュアルを活用した災害時の円滑な避難所運営と地域支援を行う必要がある。</p> <p>・防災、福祉の連携による避難行動要支援者の個別避難計画作成の推進する。</p> <p>・災害時要援護者避難支援事業では、今後も台帳整備を促進するとともに、防災訓練等における台帳の活用促進や、個別避難計画の充実など、災害時に即した対応が図られるよう進めていく必要がある。</p>
<p>(4) 差別的解消と権利擁護の推進</p>	<p>平成28年4月「障がい者差別解消法」施行に伴い、国は、障がいを理由とする差別的解消の推進に関する施策の基本的な方向や行政機関等が講ずべき障がいを理由とする差別を解消するための措置の策定する基本的な事項などを内容とする基本方針について、障がいを理由とする差別を解消するための措置の策定に向けた検討を進めています。また、東や市町村において、障がい者に対する必要な配慮について記載した職員対応要領の作成が求められています。障がいを理由とした差別的禁止」や「社会的障壁の除去の実施」としての必要かつ合理的配慮について、広く啓発していくことが必要です。</p>	<p>○差別解消法への対応</p> <p>国の基本方針、県の職員対応要領に即して、本市の職員対応要領の作成について検討を行います。</p> <p>また、障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争の防止に必要な体制の整備を進めます。「障がいを理由とした差別的禁止」や「社会的障壁の除去の実施」について必要かつ合理的な配慮」について、住民理解を得るための啓発を広く行っていく予定です。</p>	<p>人事課 福祉課</p>	<p>平成28年4月1日付けで、職員対応要領を策定している。</p> <p>令和元年5月に、障がいを理由とする差別的解消の推進に関する取組を効果的かつ円滑に行うため、酒田市障がい者差別解消推進協議会を設置している。</p> <p>令和2年3月に、障がいを理由とする差別的解消を推進し、障がいを理由とする人もない人も共に生きることを目指し、酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を制定している。</p> <p>令和2年度は、市広報・ホームページ、パンフレット、ほほえみの街等で条例の制定及びその職員を対象に118人に各障がいまた、窓口職員を対象に118人に各障がいの研修、新採用職員に対する、市職員としての研修、新採用職員に対する、障がい者差別解消法について行っている。</p>	<p>酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の理念に基づき、障がいを理由とする差別的禁止や合理的な配慮について市民へ周知を継続していく。</p> <p>効果的取組を行えるよう酒田市障がい者差別解消推進協議会での協議を重ねていく。</p> <p>職員対応要領を策定し職員対象の研修を行い、窓口等での職員の接遇やサービス向上に努めていく。また、福祉課では簡単な手話のできる職員による窓口対応に努める。</p>	

基本目標	重点目標	<p>現状と課題 (計画策定時)</p> <p>また、障がい者が地域で自立した生活を送るうえで、様々な場面で自己選択や判断する能力が十分でない場合には、財産管理や契約、様々な権利行使において、大きな不利益を被る可能性があります。このため、社会福祉協議会では、認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な方のために、金銭管理などのサービスを行う「福祉サービス利用援助事業」や「法人後見事業」による支援を行っています。</p> <p>また、障がい福祉サービスの観点から、成年後見制度(※)を利用することが有用であると認められる障がい者で、成年後見制度の利用が困難であると認められる場合には、地域生活支援事業の「成年後見制度利用者支援事業」があり、地域移行を進めようとする障がい者が今後益々増えていくものと見込まれます。</p> <p>平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者虐待防止法」が施行し、本市では障がい者虐待の対応窓口となる「障がい者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援を行っており、虐待防止の周知、関係機関職員の実質向上、効果的な連携協力体制の充実を図っていく必要があります。</p>	<p>主要な施策 (計画策定時)</p> <p>○権利保護の推進</p> <p>日常生活や障がい福祉サービス利用にあたり、相談支援事業所、行政等の関係機関が連携し、障がい者自身が適切なサービスを選択・決定し、利用でききるよう支援を行います。また、判断能力が不十分な方のために、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業の周知と推進を支援していきます。</p> <p>市広報等を通じ、障がい者虐待防止や通報義務に関する周知、啓発を図るとともに、市高齢者及び障がい者虐待防止協議会等の関係機関と連携し、障がい者虐待への迅速かつ効果的な支援に努めます。</p>	担当課 福祉課	<p>進捗状況 (具体的実施内容)</p> <p>相談支援事業所あおぞらでの相談件数は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr><td>身体障がい</td><td>21件</td></tr> <tr><td>知的障がい</td><td>32件</td></tr> <tr><td>精神障がい</td><td>33件</td></tr> <tr><td>その他</td><td>7件</td></tr> <tr><td>計</td><td>93件</td></tr> </table>	身体障がい	21件	知的障がい	32件	精神障がい	33件	その他	7件	計	93件	<p>課題及び今後の方向性</p> <p>今後も社会福祉協議会や相談支援事業所等と連携しながら、障がい者の支援を行う。</p>
身体障がい	21件															
知的障がい	32件															
精神障がい	33件															
その他	7件															
計	93件															
		<p>令和2年度は、成年後見制度利用支援事業を利用した障がい者のケースは4件。虐待防止への対応については、障害者虐待防止センターを設置し対応した。対応状況は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr><td>相談件数</td><td>2件</td></tr> <tr><td>虐待と判断した件数</td><td>1件</td></tr> <tr><td>虐待対応状況</td><td>関係部署と連携調整2件、実地調査2件、虐待以外のケースで対応0件</td></tr> </table>	相談件数	2件	虐待と判断した件数	1件	虐待対応状況	関係部署と連携調整2件、実地調査2件、虐待以外のケースで対応0件	<p>今後の傾向として、障がい者の父母が高齢になり死亡するなどして、障がい者の成年後見に向けた支援体制を整えることが予想される。虐待の対応については、迅速に対応する必要があることから、引き継ぎ、市広報、ホームページを通じ、障がい者虐待防止や虐待があった場合の通報義務に関する周知・啓発を図るとともに、市高齢者及び障がい者虐待防止協議会等の関係機関と連携していく。</p>							
相談件数	2件															
虐待と判断した件数	1件															
虐待対応状況	関係部署と連携調整2件、実地調査2件、虐待以外のケースで対応0件															

【居宅介護】

【内容】ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排泄、食事などの介助を行います。

【対象】区分1以上。身体介護を伴う通院介助は区分2以上。それに相当する状態の障がい児を含む。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				116	112	108	149	152	155
時間/月				1,405.00	1,258.00	1,126.00	1,699.00	1,682.00	1,666.00
利用延時間				16,860.00	15,096.00	13,512.00	20,388.00	20,184.00	19,992.00
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	134	124	125	131	143	148			
時間/月	1,817.50	1,754.83	1,687.29	1,608.46	1,734.42	1,712.27			
利用延時間	21,810.00	21,058.00	20,247.50	19,301.50	20,813.00	20,547.25			
利用施設数	13	10	10	8	7	7			

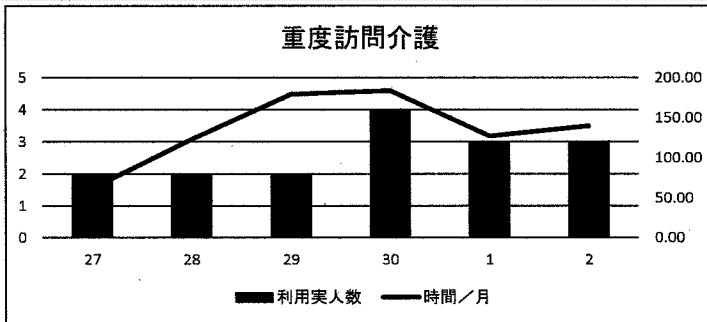
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	92.5%	100.8%	104.8%	109.2%	103.5%	102.2%
時間/月	—	96.6%	96.2%	95.3%	107.8%	98.7%	98.9%
利用延時間	—	96.6%	96.2%	95.3%	107.8%	98.7%	98.9%
利用施設数	—	76.9%	100.0%	80.0%	87.5%	100.0%	88.9%

2年度の実績	利用実人数は増加したが、利用延時間は前年度より減少している。
その他	計画策定時の28年度実績までは利用実人数は減少傾向だったが、29年度を境に利用実人数が増加傾向にある。

【重度訪問介護】

【内容】重度の障がい者にヘルパーが身体介護や家事援助並びに外出時における移動中の介護など、総合的な居宅介護サービスを提供します。

【対象】区分4以上。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				3	4	4	4	4	5
時間/月				180.00	240.00	240.00	143.00	151.00	160.00
利用延時間				2,160.00	2,880.00	2,880.00	1,716.00	1,812.00	1,920.00
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	2	2	2	4	3	3			
時間/月	62.17	123.21	179.18	183.71	126.96	139.50			
利用延時間	746.00	1,478.50	2,150.20	2,204.50	1,523.50	1,674.00			
利用施設数	2	2	3	3	2	2			

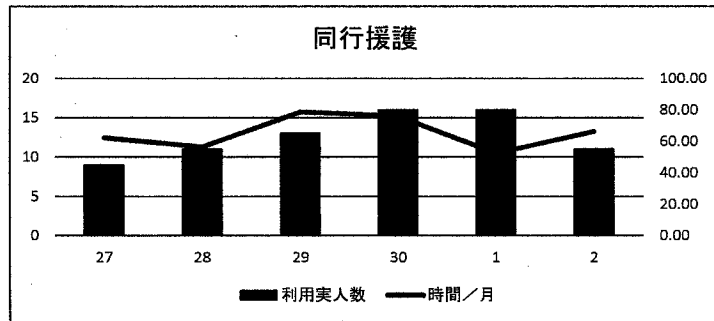
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	100.0%	100.0%	200.0%	75.0%	100.0%	115.0%
時間/月	—	198.2%	145.4%	102.5%	69.1%	109.9%	125.0%
利用延時間	—	198.2%	145.4%	102.5%	69.1%	109.9%	125.0%
利用施設数	—	100.0%	125.0%	120.0%	66.7%	100.0%	102.3%

2年度の実績	利用実人数は前年度と変わらず、利用延時間は微増している。
その他	

【同行援護】

【内容】
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

【対象】
独自の評価指標による。ただし身体介護を伴う場合は区分2以上。



	30	1	2	3	4	5
利用実人数	13	14	15	18	21	21
時間/月	78.00	84.00	90.00	54.00	55.00	56.00
利用延時間	936.00	168.00	180.00	648.00	660.00	672.00
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	9	11	13	16	16	11			
時間/月	62.29	56.29	78.67	75.92	52.38	66.25			
利用延時間	747.50	675.50	944.00	911.00	628.50	795.00			
利用施設数	6	8	7	4	5	5			

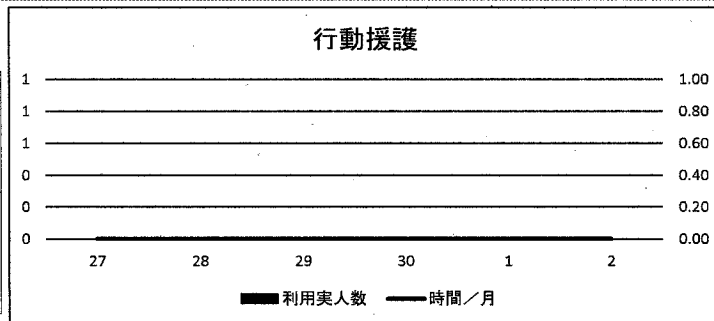
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	-	122.2%	118.2%	123.1%	100.0%	68.8%	106.4%
時間/月	-	90.4%	139.7%	96.5%	69.0%	126.5%	104.4%
利用延時間	-	90.4%	139.7%	96.5%	69.0%	126.5%	104.4%
利用施設数	-	133.3%	87.5%	57.1%	125.0%	100.0%	100.6%

2年度の実績	利用実人数は前年度より減少したが、利用延時間は増加している。
その他	利用施設が酒田市には「すずらん」と「酒田市社会福祉協議会」となっており、利用施設の不足が課題となっている。

【行動援護】

【内容】
知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助を行います。

【対象】
区分3以上でこれに相当する状態の障がい児を含む。



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	1	2	3	1	2	3
時間/月	4.00	8.00	12.00	4.00	8.00	12.00
利用延時間	48.00	96.00	144.00	48.00	96.00	144.00
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0			
時間/月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
利用延時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
利用施設数	0	0	0	0	0	0			

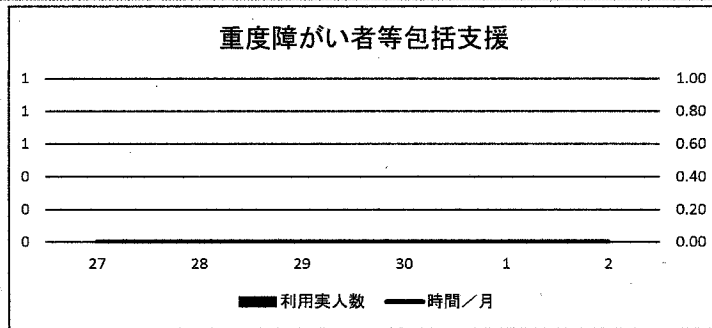
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	-	-
時間/月	-	-	-	-	-	-	-
利用延時間	-	-	-	-	-	-	-
利用施設数	-	-	-	-	-	-	-

2年度の実績	利用実績なし
その他	

【重度障がい者等包括支援】

【内容】
常に介護が必要な最重度の障がいがある人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【対象】
区分6でこれに相当する状態の障がい児含む。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				1	1	1	1	1	1
時間/月				240.00	240.00	240.00	240.00	240.00	240.00
利用延時間				2,880.00	2,880.00	2,880.00	2,880.00	2,880.00	2,880.00
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0			
時間/月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
利用延時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
利用施設数	0	0	0	0	0	0			

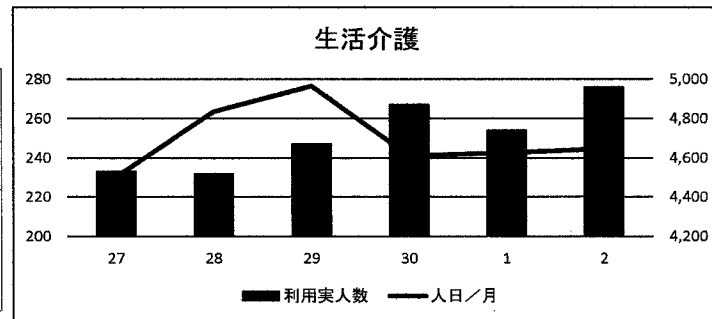
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	-	-
時間/月	-	-	-	-	-	-	-
利用延時間	-	-	-	-	-	-	-
利用施設数	-	-	-	-	-	-	-

2年度の実績	利用実績なし
その他	

【生活介護】

【内容】
常に介護が必要な人に、主に昼間に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。

【対象】
区分3以上。50歳以上は区分2。ただし入所施設ではそれぞれ区分4と区分3以上。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				239	242	246	264	270	275
人日/月				5,302	5,553	5,815	4,534	4,489	4,444
利用延回数				63,624	66,636	69,780	54,408	53,868	53,328
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	233	232	247	267	254	276			
人日/月	4,503	4,834	4,964	4,811	4,626	4,647			
利用延回数	54,032	58,010	59,567	55,336	55,507	57,760			
利用施設数	26	24	28	25	28	31			

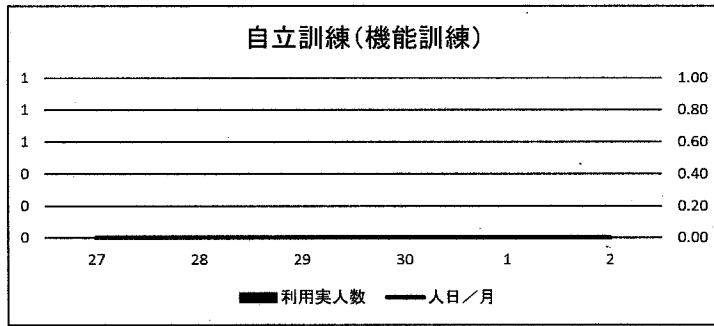
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	-	99.6%	106.5%	108.1%	95.1%	108.7%	103.6%
人日/月	-	107.4%	102.7%	92.9%	100.3%	100.5%	100.7%
利用延回数	-	107.4%	102.7%	92.9%	100.3%	104.1%	101.5%
利用施設数	-	92.3%	116.7%	89.3%	112.0%	110.7%	104.2%

2年度の実績	利用実人数、利用延回数及び利用施設数は増加している。
その他	今後は利用者数は増加するが利用延べ回数は減少に転じると見込まれる。

【自立訓練(機能訓練)】

【内容】
身体障がい者が自立した日常生活・社会生活を営めるよう、必要な身体機能向上(理学療法、作業療法)などの訓練を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				1	2	2	1	1	1
人日/月				22.00	44.00	44.00	22	22	22
利用延時間				264.00	528.00	528.00	264.00	264.00	264.00
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0			
人日/月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
利用延時間	0.00	0.00	0.00	0	0	0.00			
利用施設数	0	0	0	0	0	0			

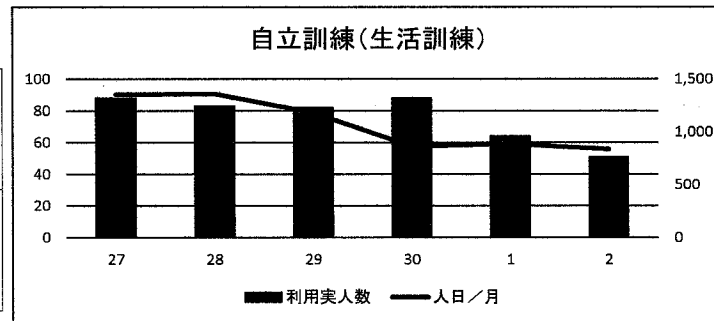
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	-						
人日/月	-						
利用延時間	-						
利用施設数	-						

2年度の実績	利用実績なし
その他	

【自立訓練(生活訓練)】

【内容】
知的障がい者、精神障がい者が自立した日常生活を営めるよう、生活能力向上などの訓練を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				85	85	85	60	55	55
人日/月				1,540	1,540	1,540	737	671	610
利用延回数				18,480	18,480	18,480	8,844	8,052	7,320
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	88	83	82	88	64	51			
人日/月	1,353	1,359	1,179	862	890	836			
利用延回数	16,235	16,313	14,152	10,346	10,677	10,036			
利用施設数	14	15	13	11	13	13			

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	-	94.3%	98.8%	107.3%	72.7%	79.7%	90.6%
人日/月	-	100.5%	86.8%	73.1%	103.2%	94.0%	91.5%
利用延回数	-	100.5%	86.8%	73.1%	103.2%	94.0%	91.5%
利用施設数	-	107.1%	86.7%	84.6%	118.2%	100.0%	99.3%

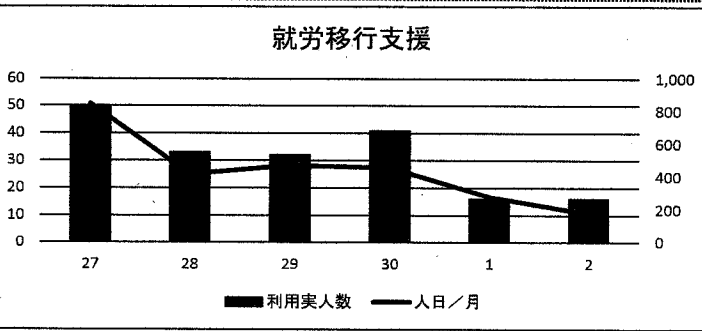
2年度の実績	利用実人数、利用延時間は減少している。
その他	今後は利用実人数及び利用延べ回数ともに減少が見込まれる。

【就労移行支援】

【内容】

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されると見込まれる者に、生産活動などを通じて知識や能力を養成することで適性にあった就労ができるよう支援（職業訓練）を行います。

【対象】



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	32	34	35	16	14	14
人日/月	584	625	667	225	203	182
利用延回数	7,008	7,500	8,004	2,700	2,436	2,184
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	50	33	32	41	16	16			
人日/月	846	416	470	457	278	177			
利用延回数	10,152	4,988	5,634	5,481	3,332	2,824			
利用施設数	10	12	10	10	9	9			

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	66.0%	97.0%	128.1%	39.0%	100.0%	86.0%
人日/月	—	49.1%	113.0%	97.3%	60.8%	63.7%	76.8%
利用延回数	—	49.1%	113.0%	97.3%	60.8%	84.8%	81.0%
利用施設数	—	120.0%	83.3%	100.0%	90.0%	100.0%	98.7%

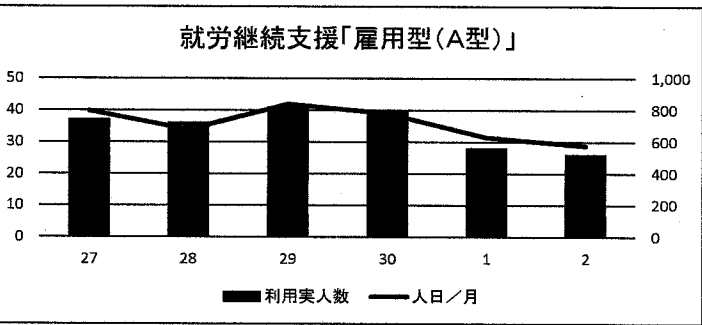
2年度の実績	利用実人数は前年度と同様だったが、利用延回数は前年度より減少している。
その他	今後は利用実人数及び利用延べ回数ともに減少が見込まれる。

【就労継続支援「雇成型(A型)」】

【内容】

就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった者等を雇用し、職業訓練を行うことによって、一般就労への移行を支援します。事業者と利用者は雇用契約を締結し、労働関係法規が適用されます。

【対象】



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	36	36	36	25	24	23
人日/月	674	674	674	580	556	534
利用延回数	8,088	8,088	8,088	6,960	6,672	6,408
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	37	36	41	40	28	26			
人日/月	794	676	837	779	629	576			
利用延回数	9,524	8,106	10,041	9,348	7,547	6,910			
利用施設数	4	6	4	4	3	4			

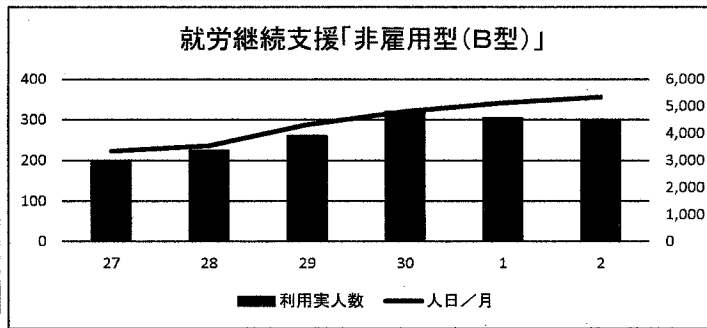
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	97.3%	113.9%	97.6%	70.0%	92.9%	94.3%
人日/月	—	85.1%	123.9%	93.1%	80.7%	91.6%	94.9%
利用延回数	—	85.1%	123.9%	93.1%	80.7%	91.6%	94.9%
利用施設数	—	150.0%	66.7%	100.0%	75.0%	133.3%	105.0%

2年度の実績	利用実人数、利用延時間ともに前年度より減少している。
その他	令和元年度より、酒田市における就労継続支援A型は「すまいるらんどA」のみとなる。今後も減少が見込まれる。

【就労継続支援「非雇用型(B型)」】

【内容】
就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった者等を対象に、職業訓練を通して、一般就労に向けた支援を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				319	380	453	381	427	478
人日/月				4,935	5,827	6,882	6,305	6,998	7,768
利用延回数				59,220	69,924	82,584	75,660	83,976	93,216
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	196	225	261	320	304	297			
人日/月	3,338	3,538	4,311	4,806	5,117	5,327			
利用延回数	40,055	42,456	51,730	57,675	61,402	63,923			
利用施設数	34	34	37	38	41	43			

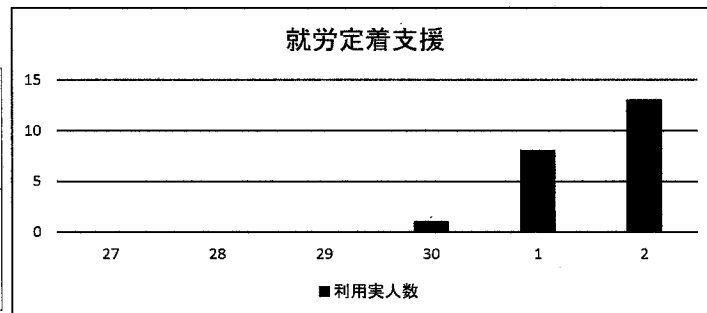
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	-	114.8%	116.0%	122.6%	95.0%	97.7%	109.2%
人日/月	-	106.0%	121.8%	111.5%	106.5%	104.1%	110.0%
利用延回数	-	106.0%	121.8%	111.5%	106.5%	104.1%	110.0%
利用施設数	-	100.0%	108.8%	102.7%	107.9%	104.9%	104.9%

2年度の実績	利用実人数は減少したが、利用延時間は増加している。
その他	利用延時間及び利用施設数が毎年増加傾向にある。

【就労定着支援】

【内容】
一般就労した障がい者が職場に定着できるよう、一定期間、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				3	4	5	10	10	10
人日/月									
利用延回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	1	8	13			
人日/月	0.00	0.00	0.00	1.00	9.00	10.00			
利用延回数	0.00	0.00	0.00	1.00	62.00	118.00			
利用施設数	0	0	0	1	2	2			

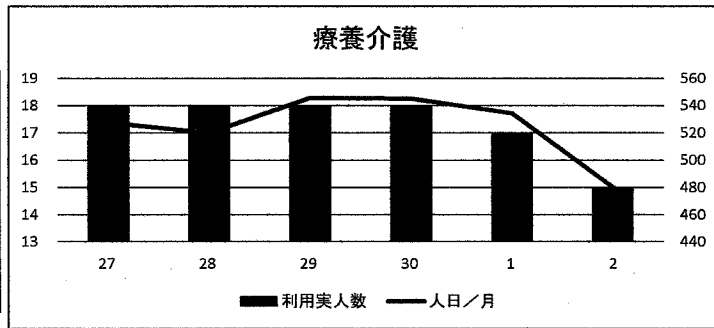
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	800.0%	162.5%	481.3%
人日/月	-	-	-	-	900.0%	111.1%	505.6%
利用延回数	-	-	-	-	6200.0%	190.3%	3195.2%
利用施設数	-	-	-	-	200.0%	100.0%	150.0%

2年度の実績	利用実人数、利用延回数が増加した。
その他	今後も利用が増加すると見込まれる。

【療養介護】

【内容】
医療が必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを提供します。

【対象】
区分6の筋萎縮性側索硬化症等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理者。区分5以上の筋ジストロフィー患者等。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				20	21	22	16	16	16
人日/月				600	630	660	480	480	480
利用延回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	18	18	18	18	17	15			
人日/月	528	520	545	545	534	480			
利用延回数	6,331	6,241	6,545	6,542	6,412	5,759			
利用施設数	4	4	4	4	4	4			

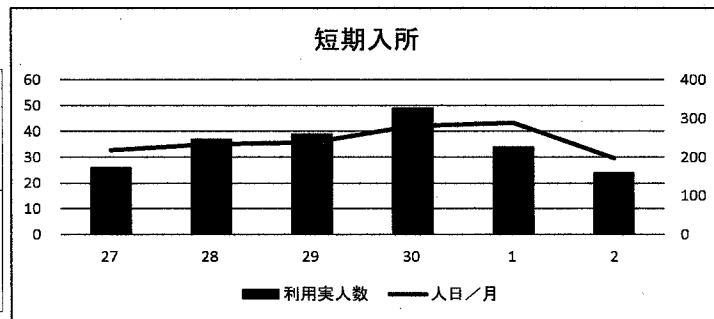
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	100.0%	100.0%	100.0%	94.4%	88.2%	96.5%
人日/月	—	98.6%	104.9%	100.0%	98.0%	89.8%	98.2%
利用延回数	—	98.6%	104.9%	100.0%	98.0%	89.8%	98.2%
利用施設数	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2年度の実績	利用実人数、利用延回数が前年度より減少している。
その他	

【短期入所】

【内容】
在宅での介護が一時的に困難になった場合に、短期間施設に入所し、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護などのサービスを提供します。

【対象】
区分1以上。障がい児については別に定める区分が1以上。



				30	1	2	3	4	5
利用実人数				44	48	52	42	46	52
人日/月				251	260	270	331	354	379
利用延回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	26	37	39	49	34	24			
人日/月	219	234	239	281	289	198			
利用延回数	2,625	2,810	2,865	3,373	3,466	2,376			
利用施設数	10	10	10	11	12	12			

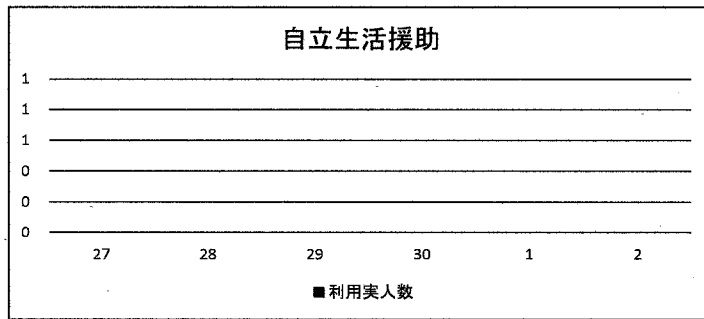
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	142.3%	105.4%	125.6%	69.4%	70.6%	102.7%
人日/月	—	107.0%	102.0%	117.7%	102.8%	68.6%	99.6%
利用延回数	—	107.0%	102.0%	117.7%	102.8%	68.6%	99.6%
利用施設数	—	100.0%	100.0%	110.0%	109.1%	100.0%	103.8%

2年度の実績	利用実人数、利用延時間は前年度より減少している。
その他	

【自立生活援助】

【内容】
障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がい者に対して、一定期間、定期的な巡回訪問や適切な支援を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				20	20	20	2	2	2

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0			

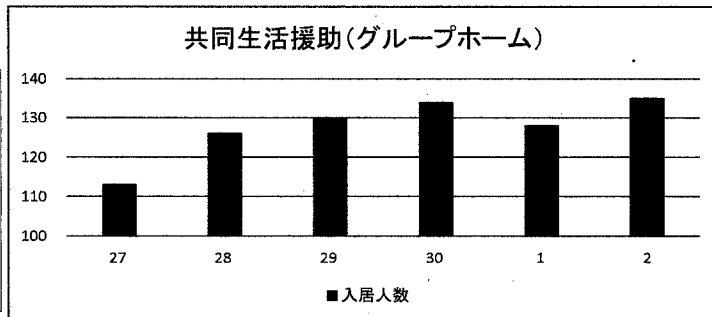
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	-	-

2年度の実績	利用実績なし
その他	

【共同生活援助(グループホーム)】

【内容】
地域で共同生活を営むのに支障のない人に、共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
入居人数				152	168	184	136	140	144
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
入居人数	113	126	130	134	128	135			
利用施設数	21	18	25	22	23	23			

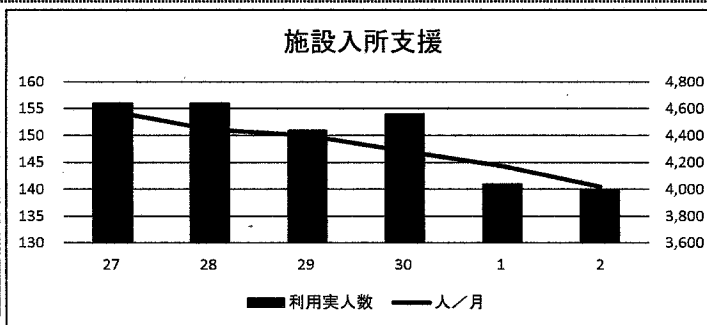
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
入居人数	-	111.5%	103.2%	103.1%	95.5%	105.5%	103.7%
利用施設数	-	85.7%	138.9%	88.0%	104.5%	100.0%	103.4%

2年度の実績	入居者数は前年度より増加している。
その他	入居施設の整備が進めば、今後も入居者数は増加していくものと見込まれる。

【施設入所支援】

【内容】
施設入所者に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護などのサービスを提供します。

【対象】
区分4以上。50歳以上は区分3以上。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				150	149	147	140	139	137
人/月				4,500	4,470	4,410	4,200	4,170	4,110
利用延回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	156	156	151	154	141	140			
人日/月	4,580	4,445	4,401	4,284	4,172	4,020			
利用延回数	54,955	53,338	52,816	51,405	50,066	48,236			
利用施設数	16	15	16	15	13	14			

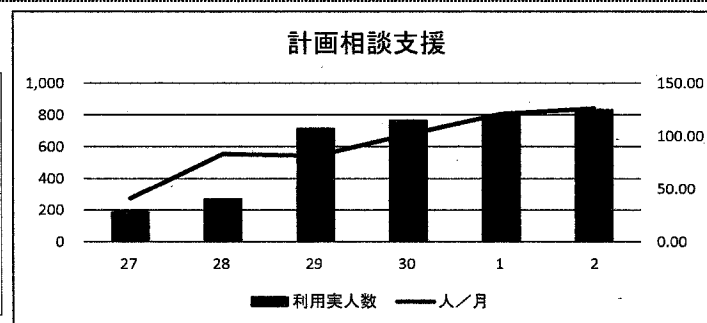
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	100.0%	96.8%	102.0%	91.6%	99.3%	97.9%
人日/月	—	97.1%	99.0%	97.3%	97.4%	96.4%	97.4%
利用延回数	—	97.1%	99.0%	97.3%	97.4%	96.3%	97.4%
利用施設数	—	93.8%	106.7%	93.8%	86.7%	107.7%	97.7%

2年度の実績	利用実人数、利用延べ回数は前年度より減少している。
その他	今後は利用実人数及び利用延べ回数ともに減少が見込まれる。

【計画相談支援】

【内容】
障がい福祉サービスを利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数							822	874	926
人/月				196	233	277	193	199	205
利用延回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	766	799	831	811	864	873			
人日/月	102	121	126	146	182	211			
利用延回数	1,221	1,452	1,512	1,757	2,184	2,533			
利用施設数	27	27	28	27	29	32			

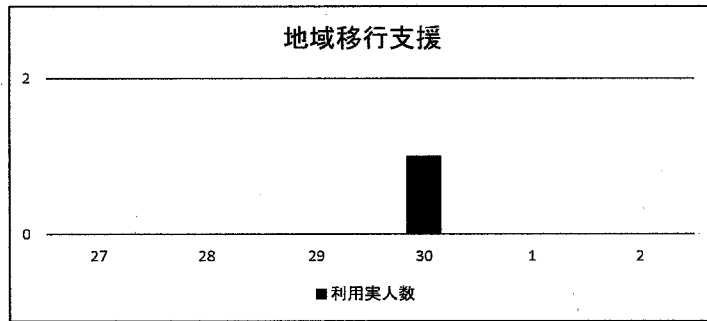
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	104.3%	104.0%	97.6%	106.5%	101.0%	102.7%
人日/月	—	118.9%	104.1%	116.2%	124.3%	115.9%	115.9%
利用延回数	—	118.9%	104.1%	116.2%	124.3%	116.0%	115.9%
利用施設数	—	100.0%	103.7%	96.4%	107.4%	110.3%	103.6%

2年度の実績	利用実人数、利用延回数及び利用施設数は増加している。
その他	利用実人数、利用延時間及び利用施設数、全てが増加傾向にある。

【地域移行支援】

【内容】
住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				2	4	6	2	4	6
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	1	0	0			
利用施設数	0	0	0	1	0	0			

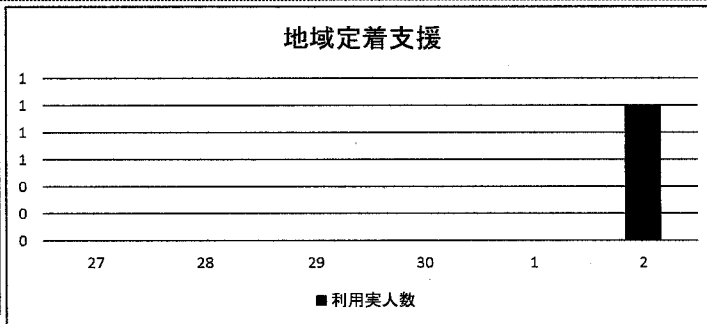
	27	28	29	30	1	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	-
利用施設数	-	-	-	-	-	-

2年度の実績	30年3月のみ利用。
その他	

【地域定着支援】

【内容】
常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				3	6	9	2	4	6
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	1			
利用施設数	0	0	0	0	0	1			

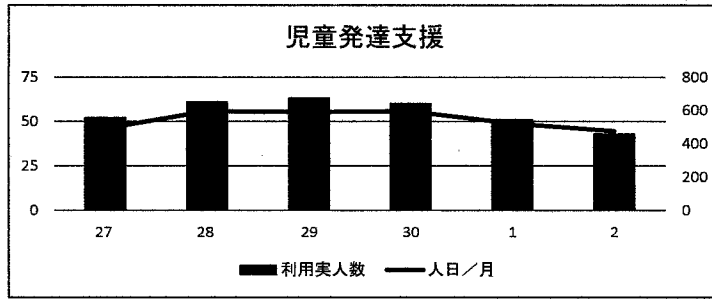
	27	28	29	30	1	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	-
利用施設数	-	-	-	-	-	-

2年度の実績	平成2年度は1人の利用があった。
その他	

【児童発達支援】

【内容】
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【対象】
療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				84	98	114	39	37	36
人日/月				476	426	380	501	493	486
利用日数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	52	61	63	60	51	43			
人日/月	494	594	589	595	521	476			
利用延回数	5,926.00	7,125.00	7,073.00	7,141.00	6,253.00	5,715.00			
利用施設数	4	5	6	6	4	3			

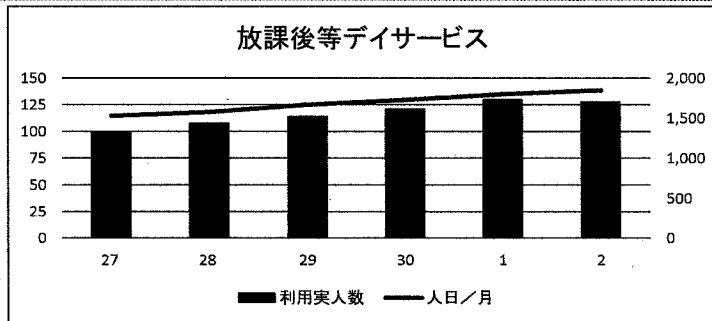
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	117.3%	103.3%	95.2%	85.0%	84.3%	97.0%
人日/月	—	120.2%	99.3%	101.0%	87.6%	91.3%	99.9%
利用延回数	—	120.2%	99.3%	101.0%	87.6%	91.4%	99.9%
利用施設数	—	125.0%	120.0%	100.0%	66.7%	75.0%	97.3%

2年度の実績	利用実人数、利用日数及び利用施設数、全てが前年度より減少している。
その他	新型コロナの影響によるサービス利用控えにより2年度は減少に転じた。

【放課後等デイサービス】

【内容】
授業の終了後または学校の休業日に、放課後等デイサービス等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【対象】
学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた障がい児。



【計画値】				30	1	2	3	4	2
利用実人数				123	131	140	126	135	144
人日/月				1,728	1,826	1,930	1,972	2,062	2,156
利用日数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	100	108	114	121	130	128			
人日/月	1,532	1,578	1,670	1,729	1,804	1,848			
利用延回数	18,378	18,938	20,038	20,747	21,646	22,175			
利用施設数	11	13	13	14	13	15			

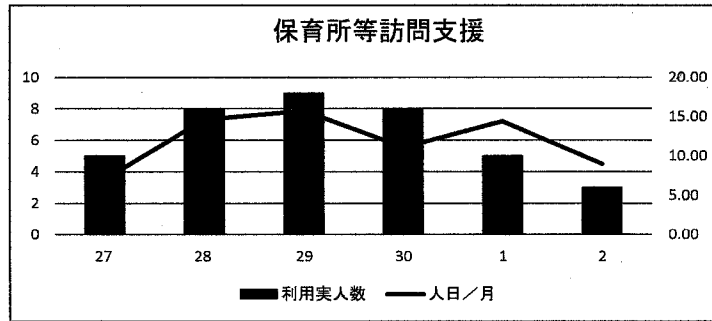
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	108.0%	105.6%	106.1%	107.4%	98.5%	105.1%
人日/月	—	103.0%	105.8%	103.5%	104.3%	102.4%	103.8%
利用延回数	—	103.0%	105.8%	103.5%	104.3%	102.4%	103.8%
利用施設数	—	118.2%	100.0%	107.7%	92.9%	115.4%	106.8%

2年度の実績	利用実人数及び利用日数ともほぼ前年並みの傾向にある。
その他	

【保育所等訪問支援】

【内容】
 保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

【対象】
 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				10	10	10	4	4	4
人日/月				18	18	18	16	17	17
利用日数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	5	8	9	8	5	3			
人日/月	7	15	16	11	14	9			
利用延回数	85	176	189	133	173	113			
利用施設数	1	1	1	1	1	1			

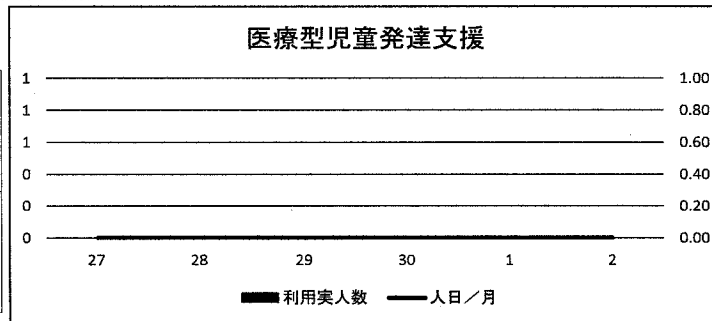
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	160.0%	112.5%	88.9%	62.5%	60.0%	96.8%
人日/月	—	207.1%	107.4%	70.4%	130.1%	62.4%	115.5%
利用延回数	—	207.1%	107.4%	70.4%	130.1%	65.3%	116.0%
利用施設数	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2年度の実績	利用実人数、利用日数とも前年度より減少している。
その他	利用施設は「はまなし学園」のみとなっている。

【医療型児童発達支援】

【内容】
 児童発達支援及び治療を行います。

【対象】
 肢体不自由児（上肢、下肢または体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				1	1	1	1	1	1
人日/月				1	1	1	1	1	1
利用日数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0			
人日/月	0	0	0	0	0	0			
利用延回数	0	0	0	0	0	0			
利用施設数	0	0	0	0	0	0			

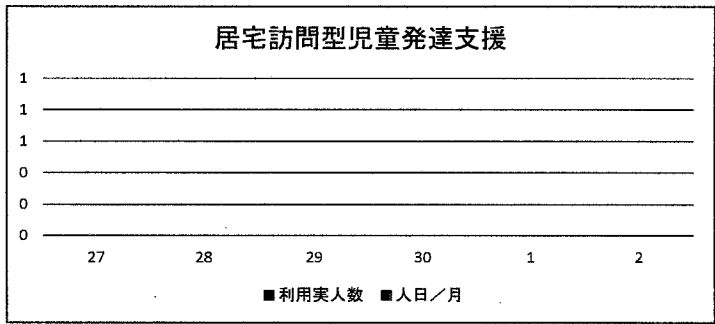
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—
人日/月	—	—	—	—	—	—	—
利用延回数	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—

2年度の実績	利用実績なし
その他	

【居宅訪問型児童発達支援】

【内容】
障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【対象】
重症心身障がい児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				1	1	1	1	1	1
人日/月				1	1	1	4	4	4
利用延回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0			
人日/月	0	0	0	0	0	0			
利用延回数	0	0	0	0	0	0			
利用施設数	0	0	0	0	0	0			

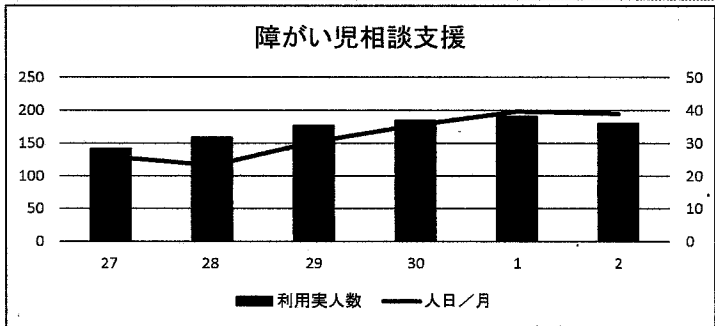
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	0	-
人日/月	-	-	-	-	-	-	-
利用延回数	-	-	-	-	-	-	-
利用施設数	-	-	-	-	-	-	-

2年度の実績	利用実績なし
その他	

【障がい児相談支援】

【内容】
障がい児通所支援を利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行います。

【対象】
障がい児。



				30	1	2	3	4	5
利用実人数									
人日/月				28	29	30	19	20	22
利用日数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	142	159	177	185	191	180			
人日/月	26	23	30	36	40	39			
利用延回数	312	278	365	426	476	466			
利用施設数	9	9	8	9	10	10			

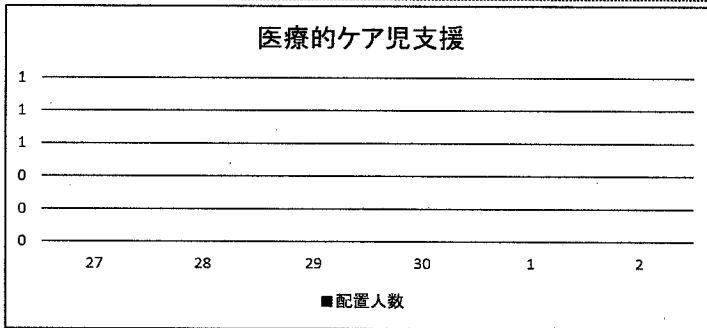
	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	-	112.0%	111.3%	104.5%	103.2%	94.2%	105.1%
人日/月	-	89.1%	131.3%	116.7%	111.7%	98.3%	109.4%
利用延回数	-	89.1%	131.3%	116.7%	111.7%	97.9%	109.3%
利用施設数	-	100.0%	88.9%	112.5%	111.1%	100.0%	102.5%

2年度の実績	利用実人数、利用延べ回数が前年度より減少している。
その他	

【医療的ケア児支援】

【内容】
 医療的ケア児に対し、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

【対象】
 障がい児。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
配置人数				1	1	1	1	1	1

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0			

	27	28	29	30	1	2	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	-	-

2年度の実績	利用実績なし
その他	

令和2年度 専門部会の活動状況等について（実績）

相談支援部会

第1回：令和3年7月16日（木）開催中止

第2回：令和3年8月25日（水）書面開催

基本情報の書き方について
新型コロナウイルス感染症対策等の情報共有

第3回：令和3年10月16日（金）

酒田特別支援学校の先生との情報交換
・卒業に向けた関わりについて
・在学中の関わりについて

第4回：令和3年1月28日（木）Web開催

学習会「グループスーパービジョン」

第5回：令和3年2月25日（木）Web開催

学習会 「グループスーパービジョン」について
年間反省と来年度計画

※下線部が前回協議会資料からの訂正部分

就労支援部会

第1回：令和3年2月24日（水）

障がい者就労支援カフェ「えーる」について
事例発表 ふるさと納税返礼品への取り組み
農福連携事業への取り組み

■障がい者バザー（本庁舎1階フリースペース東側）等開催状況

開催期間	総売上額	参加事業所数
①R2.9.7（月）～9.11（金）	242,135円	13事業所
②R3.3.1（月）～3.5（金）	267,840円	11事業所

地域生活支援部会

未実施

児童・発達支援部会

第1回：令和2年10月2日（金）

第1期酒田市障がい児福祉計画における障がい児支援の提供体制の整備に係る目標について
酒田特別支援学校の児童・生徒への登校支援について
新型コロナウイルス感染症対応下での課題について

医療的ケア児連絡会

- 第1回：令和2年10月2日（金）
医療的ケア児の支援体制について
医療的ケア児の現状について
医療的ケア児の高校卒業後の進路について

令和3年度 専門部会の活動状況等について（予定）

相談支援部会

- 第1回：令和3年6月24日（木）
令和3年度報酬改定の概要（庄内総合支庁地域保健福祉課福祉指導担当）
学習会「グループスーパービジョン」
- 第2回：令和3年8月20日（金）Web開催
酒田特別支援学校との情報交換会
- 第3回：令和3年10月15日（金） 研修・事例検討
第4回：令和3年12月21日（火） サービス管理責任者との情報交換
第5回：令和3年2月24日（木） 次年度計画・事例検討

就労支援部会

- 第1回：令和4年2月（予定）

■障がい者バザー（本庁舎1階フリースペース東側）4回開催予定

開催期間	総売上額	参加事業所数
① R3.6.7（月）～6.11（金）	278,800円	12事業所（酒田特別支援学校含む）
② R3.9.6（月）～9.10（金）	中止	
③ R3.12.6（月）～12.10（金）		
④ R3.3.7（月）～3.11（金）		

児童・発達支援部会

- 第1回：令和3年7月21日（水）書面開催
障がい児ほっとふくし券の利用拡大について
放課後等ディサービスの空き状況について
- 第2回：令和4年1月（予定）

地域生活支援部会

- 第1回：令和3年12月（予定）

酒田所管内(酒田市、庄内町、遊佐町)の障害者の状況

ハローワーク酒田

1 障害者求職登録状況(令和3年6月末)

区分	合計		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他の障害者	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
有効中	216	(19.7)	108	(21.0)	29	(11.1)	64	(23.7)	15	(29.4)
就業中	673	(61.4)	299	(58.2)	190	(72.8)	152	(56.3)	32	(62.7)
保留中	207	(18.9)	107	(20.8)	42	(16.1)	54	(20.0)	4	(7.8)
合計	1,096	12.3%	514	7.5%	261	21.3%	270	32.7%	51	-

- ・有効中は求職中の者、就業中は就職・自営等、保留中は病気等で一時的に求職していない者
- ・合計の割合は、手帳所持者のうち当所に障害者登録している者の割合
- ・「その他の障害者」は、難治性疾患患者・発達障害・高次脳機能障害等のうち障害者手帳非所持者
- ・()は、登録者のうち有効中・就業中・保留中の割合

2 障害者手帳有効件数(令和3年3月末) (資料出所:酒田市・庄内町・遊佐町)

区分	合計		身体障害者		知的障害者		精神障害者	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
酒田市	6,497	(73.1)	4,971	(72.7)	916	(74.8)	610	(73.9)
庄内町	1,365	(15.7)	1,051	(15.4)	194	(15.8)	151	(18.3)
遊佐町	926	(11.2)	818	(12.0)	114	(9.3)	64	(7.8)
合計	8,828	100.0%	6,840	76.9%	1,224	13.8%	825	9.3%

- ・総数で、高齢者・年少者を含む。対前年比、合計で▲0.98%、身体▲1.9%、知的1.7%、精神3.5%

3 民間企業の障害者雇用率(各年度6月1日)

年度	項目	企業数	常用労働者数	基礎労働者数	障害者数(カウント)	雇用率			雇用率達成企業	
						酒田所	山形県	全国	企業数	達成割合
26年度		109	16,321	15,321	317.5	2.07	1.88	1.82	75	68.81%
27年度		111	16,878	15,872	324.0	2.04	1.93	1.88	73	65.77%
28年度		112	16,923	15,872	338.5	2.13	1.96	1.92	73	65.18%
29年度		109	16,633	15,616	350.5	2.24	2.03	1.97	72	66.06%
30年度		127	17,322.5	16,395.5	377.0	2.30	2.06	2.05	75	59.06%
元年度		125	16,936	15,982	369.5	2.31	2.09	2.11	76	60.80%
2年度		123	16,732	15,701.5	357.0	2.26	2.11	2.15	75	61.00%

- ・対象企業は、管内に本社のある法人で基礎労働者数が25～29年度までは50人以上、30年度からは45.5人以上
- ・基礎労働者数は、常用労働者数から除外率を控除した数
- ・対象労働者は、週の労働時間が20H以上～30H未満を0.5人として算定

4 安定所紹介による就職状況(令和2年度)

部位別	男女別	合計		男		女	
		うち重度	割合	うち重度	うち重度	うち重度	うち重度
身体障害者	31	5	36.5%	21	5	10	0
知的障害者	8	2	9.4%	2	0	6	2
精神障害者	36	-	42.4%	23	-	13	-
他の障害者	10	-	11.8%	6	-	4	-
合計	85	7	100.0%	52	5	33	2

- ・重度は身体で1・2級(3級重複)、知的はA又はBのうち指定機関で重度判定を受けた者
- ・障害を非開示(クローズ)で紹介し採用された者を含む

令和2年度(4月～3月) 相談支援事業所 あおぞら 相談支援件数表(酒田市)

月	延べ件数		障がい種別						支援方法							支援内容									計					
	18歳以上	18歳未満	身体	重症心身	知的	精神	発達	高次脳機能	その他	訪問	来所	同行	電話	Eメール	個別支援会議	関係機関	その他	福祉サービス	障がい症状理解	健康医療	不安解消情緒安定	保育教育	家族人間関係	家計経済		生活技術	就労	社会参加余暇活動	権利擁護	その他
4	17	3	2	0	6	9	1	0	2	9	3	2	29	0	0	38	0	53	2	6	3	0	0	1	13	3	0	0	0	81
5	13	1	3	0	3	7	0	1	14	7	0	18	0	0	20	0	31	9	2	0	0	1	0	0	4	0	0	0	47	
6	16	4	3	0	4	9	0	4	20	4	2	16	0	1	29	0	43	2	4	1	0	1	1	0	0	0	1	53		
7	18	2	4	0	5	8	0	3	20	5	1	16	0	0	40	0	42	10	5	4	0	2	1	0	0	0	0	64		
8	6	1	4	0	1	2	0	0	7	2	1	2	0	0	15	0	14	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	20		
9	13	1	5	0	4	5	0	0	14	3	4	5	0	0	32	0	27	9	6	2	0	0	0	0	0	0	0	44		
10	25	1	8	0	9	9	0	0	26	10	2	18	0	0	66	0	50	6	11	11	1	1	10	5	0	0	1	96		
11	18	1	6	0	4	8	0	1	19	12	2	26	2	0	35	0	53	6	11	8	0	0	0	0	0	0	0	78		
12	12	0	3	0	3	5	0	1	12	0	0	13	1	0	9	0	8	1	10	2	0	1	1	0	0	0	0	23		
1	13	0	3	0	4	4	0	2	13	5	1	15	0	0	20	0	26	3	9	2	0	1	0	0	0	2	0	43		
2	18	2	1	0	7	12	0	0	20	10	2	10	1	0	20	0	17	0	11	8	0	0	5	2	0	0	0	43		
3	18	3	3	0	9	9	0	0	21	6	5	0	21	1	15	0	22	4	12	6	0	0	1	0	1	0	2	48		
計	187	19	45	0	59	87	1	14	206	73	23	10	189	5	1	339	0	386	55	89	48	1	7	20	20	8	2	640		
		206							206																				640	

令和2年度 庄内障害者就業・生活支援センターの支援実施状況について

令和2年4月～R3年3月

① 障害種別の支援対象障害者(登録者)数(人)

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
合計	47	188	125	21	381

② 新規登録者(人)

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
8	19	20	10	57

③ 障害者に対する相談・支援件数(件)

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
205	1,393	829	122	2,549

④ 職場実習のあっせん件数(件)

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
4	15	17	5	41

⑤ 就職件数(件)

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
6	19	21	2	48

⑥ 職場訪問により定着支援を実施した件数(件)

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
19	147	33	0	199

用語・支援内容

①

障害種別	身体障害	四肢・体幹・内部障害・視覚・聴覚等 身体的障害
	知的障害	知的な面での障害
	精神障害	精神疾患の診断がある方
	その他	診断がついていない方・発達障害等

② 新規登録

支援希望者は、契約ではなく登録することで支援サービスの利用が可能。
鶴岡高等養護学校3年生で一般就労予定者は、毎年登録している。

③ 相談・支援件数

主に就職、就労の継続に関する相談。職業の選択や生活リズム、職場での人間関係、金銭管理等の相談が多い。
主となる障害で集計。重複して障害を持っている方もいるが、生活上の支障となっている障害について集計している。

④ 職場実習のあっせん

就職見極め実習	当該企業への就職を前提とした1週間～2週間程度の実習。 就職希望者・事業者双方が、適性を確認するために、就職後に担当する予定の業務内容について実習を行う。実習終了後、振り返りと雇用について話し合いを行う。ミスマッチを防ぐ。
お仕事体験実習	就職や、職場についてのイメージが持てない方、いろいろな職業体験を希望する方を対象に実施。福祉事業所・小売店・農園などで軽作業を体験する。1人3日以上で1件

⑤ 主たる障害について集計

⑥ 定着支援

就職した本人・雇用事業所双方が支援の受け入れを了解した場合、本人・企業に対し支援を提供。

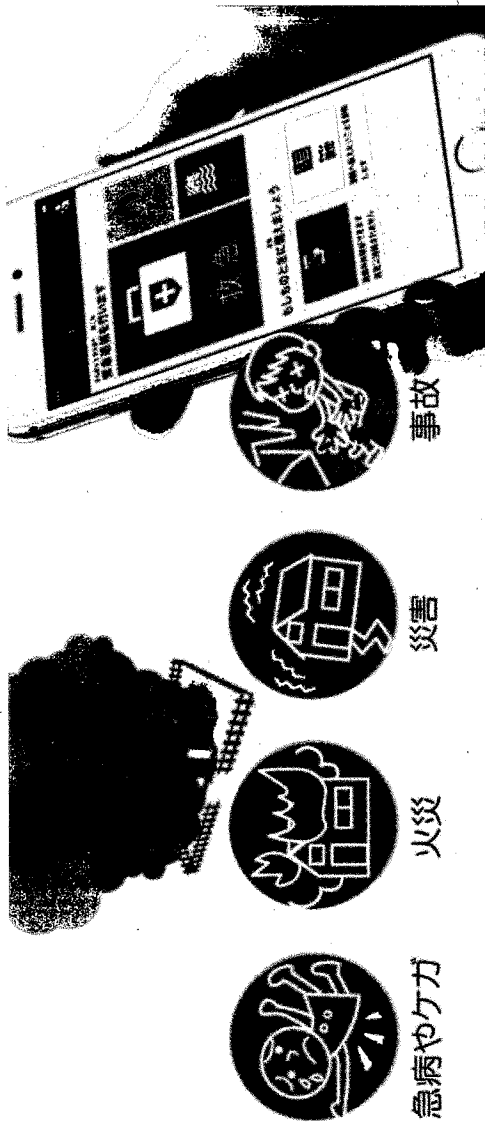
支援内容は、障がい特性の理解促進、業務遂行上の課題への取り組み、就労を継続するための生活上の課題への助言等を行う。支援・面談は、雇用企業への訪問する場合や本人の居宅を訪問する場合、かであるに本人・家族等が来所して行う場合がある。

支援方法は、直接の面談の他、電話・メールでの対応もある。

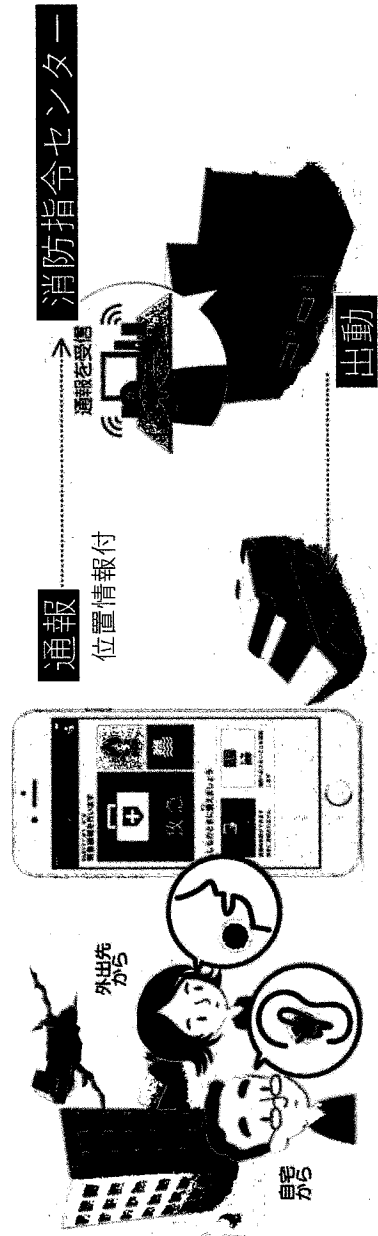
障害者総合支援法の定着支援の3年の期限が終了した方の支援を引き継ぐ場合もある。

1. NET119 緊急通報システム

聴覚や発話に障がいのある音声による通報が困難な方のための緊急通報システム



スマートフォンや携帯電話を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができます。また、位置情報付で通報ができるため、消防は場所を確認して現場に急行することが可能です。

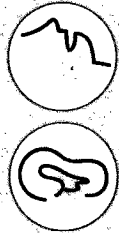


▲ ご登録にあたっての注意事項 ▲

登録対象者について

聴覚または発話機能の障がい等により、音声で会話することが困難である方で、〇〇市、〇〇市または〇〇町のいずれかに居住、または通学・通勤されている方。

※障がい者手帳の交付を受けている必要はありません。



通信指令課にお越しいただく際は、スマートフォン・携帯電話をご持参ください。

NET119登録時、職員がスマートフォン・携帯電話にメールを送ります。メールが正しく受信できているかや、NET119を問題なくご利用できるかどうか職員が確認しますので、ご利用いただくスマートフォン・携帯電話は必ずご持参ください。

迷惑メール対策の設定によりメールが受信できないことがあります。

迷惑メールの拒否設定をしていると、NET119からのメールが受信できないことがあります。「web119.info」のドメインからメールを受け取れるように設定してください。
設定方法がご不明な方は、携帯電話ショップへお問合せください。



端末やブラウザの位置情報設定は必ず「オン」にしてください。

ご利用の際は、位置情報設定をオンにいただいております。

119 NET119緊急通報システム

利用料:無料

インターネット回線の利用に伴う通信料が必要になります。

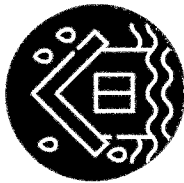
救急



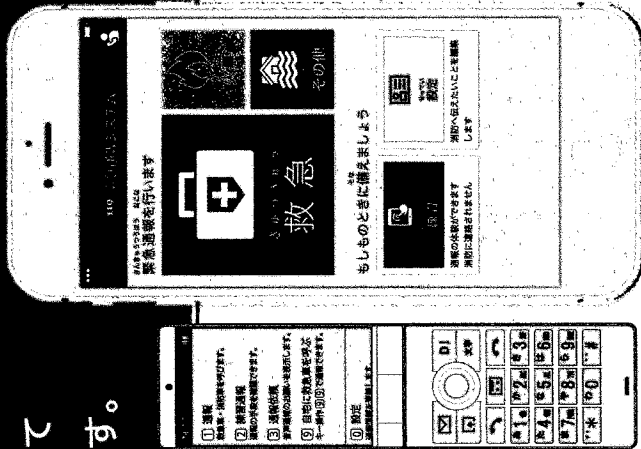
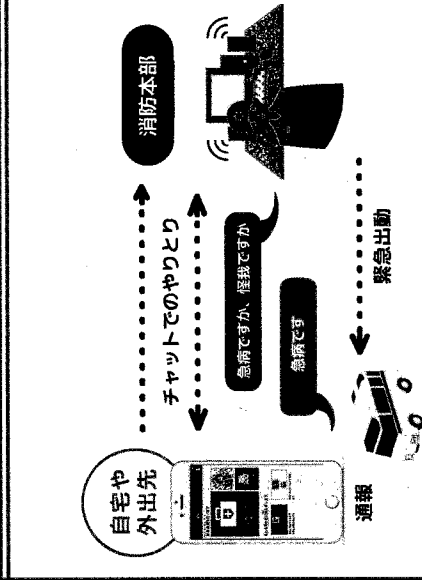
火事



その他



NET119は聴覚や発話等の障がいにより、音声での緊急通報が困難な方を対象としたスマートフォンや携帯電話を使って消防へ緊急通報できるサービスです。



お問合せ先

〇〇消防本部 通信指令課

〒000-0000 〇〇市〇〇町〇〇番地

メール xxxxxxxx@xxx.jp

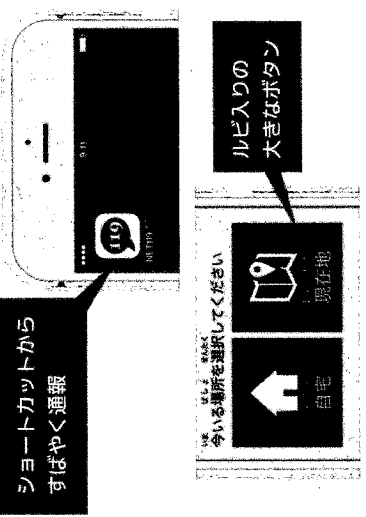
ファクス 000-000-0000 電話番号 000-000-0000

NET119をご利用いただくには、事前登録が必要です。

119 NET119 あんしんポイント



point.1 かんたん操作



ホーム画面やブックマークからすぐに通報できます。

選択するボタンにはルビ（ふりがな）入りの文字とピクトグラム（絵文字）が表示されているため、内容が一目でわかります。

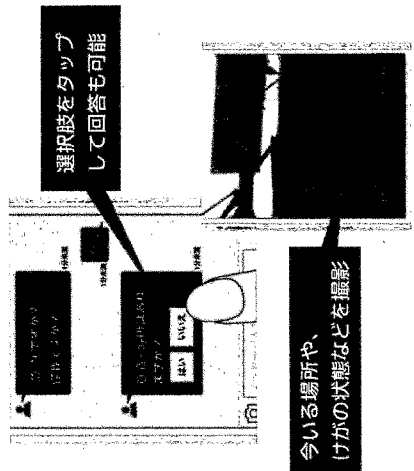
point.3 チャットでやりとり

通報後、チャット※機能をつかって現在の状況を消防に伝えることができます。

消防からの質問には、「はい」「いいえ」などのボタンで回答できます。

スマートフォンでは写真を送信することもできます。

※文字のやりとりによる会話をチャットといいます。



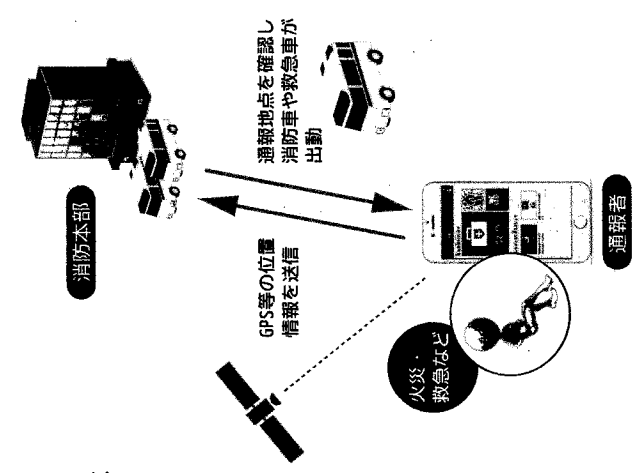
point.2 外出先からでも利用可能

NET119は日本国内で利用できます。

通報時、今いる場所の位置情報を自動的に送信することができます。

通報を受信した消防本部では、あなたの居場所を確認し、一番近い消防車や救急車を出勤させます。

通報は位置情報設定がオンになっている必要があります。オフの場合は通報できませんので、常時オンにしておいてください。



point.4 いつでも練習

もしものときに備えて、本番と同じ操作方法で、いつでもどこでも練習をすることができます。

練習通報では、消防に通報されません。緊急時には使用しないでください。

対応機種について

- 携帯電話
- 4G LTEケータイ
- スマートフォン
- タブレット (Android/iOS)

※一部、お使いの端末によってご利用できない場合があります。

・インターネットでの通信が可能であること ・Eメールの送受信が可能であること